

平成 30 年度障害福祉施設・事業所団体説明会

平成 30 年 4 月 17 日
14 : 00～16 : 00(13:30 開場)
神奈川県民ホール 小ホール

次第

- 1 「神奈川県障がい福祉計画」改定について
- 2 予算説明（障害福祉課、がん・疾病対策課精神保健医療グループ）
- 3 実地指導結果等
 - (1) 平成 29 年度障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導結果について
 - (2) 事故報告について
 - (3) 業務管理体制の整備に係る事項の届出について
- 4 情報提供
 - (1) 障害福祉課事業支援グループ
 - (2) 障害福祉課地域生活支援グループ
 - (3) 障害福祉課施設指導グループ
 - (4) 地域福祉課調整グループ
 - (5) 地域福祉課地域福祉グループ
 - (6) 共生社会推進課再生グループ
- 5 講演
意思決定支援について（和泉短期大学 鈴木教授）

- ※ 当日欠席の連絡は不要ですが、もしよろしければ、15 日までの欠席についてお電話にてお知らせいただけますと幸いです。
- ※ 当日は満席となりますので、席を詰めて御着席ください。
(消防法及び安全上の理由から、立ち見はできません。)

「神奈川県障がい福祉計画」改定について

平成 27 年 3 月に策定した「神奈川県障がい福祉計画(平成 27 年度～平成 29 年度)」について、計画期間が満了し、新たに計画を策定した。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国が示す「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定、「津久井やまゆり園再生基本構想」の策定等を踏まえ、平成 30 年度を初年度とする改定計画を策定

(2) 計画の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害児福祉計画を一体として策定するものであり、各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画とした。

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間

(4) 対象区域

県内全市町村

(5) 計画改定の考え方とポイント

ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及や津久井やまゆり園の再生を踏まえた今後の県の取組みを計画に反映

3 改定計画の概要

(1) 基本的理念等

ア 法令の根拠

イ 趣旨及び経過

ウ 目的

エ 基本理念と基本方針

- (ア) 基本理念 「ひとりひとりを大切にする」
- (イ) 基本方針 「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す
- (ウ) 基本的な視点
 - a 地域生活に向けて
 - b 地域生活を支えるサービスの充実
 - c 障がい特性等に配慮した支援
 - d 障がい保健福祉圏域レベルでの支援
 - e 障がいを理由とする差別の解消等の推進
 - f 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念普及

オ 津久井やまゆり園の再生

- (ア) 利用者の意思決定支援
- (イ) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保
- (ウ) 利用者の地域生活移行の促進

(2) 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み

ア 利用者の意思決定支援

- ・ 厚生労働省のガイドラインに基づく意思決定支援や相談支援体制の充実
- ・ 家族・施設職員等へ意思決定支援の意義や内容について積極的な啓発

イ 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

- ・ 津久井やまゆり園のすべての利用者の居室数確保を前提とし、複数の生活の場の選択肢を用意
- ・ 県立入所施設には専門性の高い入所支援機能と地域生活を支える機能を整備
- ・ 県所管域における新たな拠点施設の整備について検討

ウ 障がい者の地域生活移行

- ・ 重度障がい者も受入れ可能なグループホームの施設整備・運営への支援、人材養成
- ・ グループホームに対する指導・助言の仕組みづくりや体験利用の促進

エ 津久井やまゆり園再生に向けた取組みの進捗について助言を行う組織

- ・ 神奈川県障害者施策審議会を活用

(3) 平成 32 年度の成果目標の設定

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数 4,899 人のうち 470 人（10%）が地域生活へ移行することを目指す等

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を各保健福祉事務所・同センター及び市保健所に、平成 32 年度までに 11 か所設置する等

ウ 地域生活支援拠点等の整備

各市町村の個別の状況に応じ、十分なサービスを提供するため、市町村において地域生活支援拠点等を整備する。

エ 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

平成 32 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数を 1,794 人（平成 28 年度実績の 1.6 倍）にすることを目指す等。

オ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び市町村において、関係機関による協議の場を設置する。

(4) 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定

(5) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

ア 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

- (ア) 訪問系サービス
- (イ) 日中活動系サービス
- (ウ) 居住系サービス
- (エ) 指定計画相談支援
- (オ) 指定地域相談支援

イ 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み

- (ア) 障害児通所支援
- (イ) 障害児相談支援
- (ウ) 障害児入所支援

ウ 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策

- (ア) 指定障害福祉サービスの利用動向
- (イ) 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備

(6) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

ア 指定障害者支援施設

イ 指定障害児入所施設等

- (7) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置
 - ア サービス提供に係る人材の確保・育成
 - イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査
 - ウ 障がい者等の権利擁護の推進
 - エ 障がい者等に対する虐待の防止
 - オ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- (8) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - ア 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方
 - (ア) 「かながわ障害者計画」の理念の具体化
 - (イ) 施策推進の方向
 - (ウ) 市町村の地域生活支援事業との役割分担
 - イ 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み
 - (ア) 専門性の高い相談支援事業
 - (イ) 広域的な支援事業
 - (ウ) サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (エ) その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
 - ウ 各事業の見込量の確保のための方策
- (9) 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期
 - ア 障がい福祉計画の期間
 - イ 見直しの時期
- (10) 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価
- (11) 障がい保健福祉圏域ごとの計画の目標値等

4 改定計画素案に対するパブリック・コメント等の状況

(1) パブリック・コメント

ア 意見募集期間

平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 21 日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県のたよりへの募集周知掲載、県機関等での閲覧及び配布、当事者団体等への周知

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の件数

106 件

(2) 障がい当事者等関係団体へのヒアリング

ア ヒアリング実施日

平成 30 年 1 月 23 日

イ ヒアリング実施団体

8 団体

ウ 意見の提出方法

面談

エ 提出された意見の件数

66 件

※ 改定した「神奈川県障がい福祉計画」は、神奈川県ホームページで公開しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/keikaku/syougaihukusikeikaku.html>

平成 30 年 度

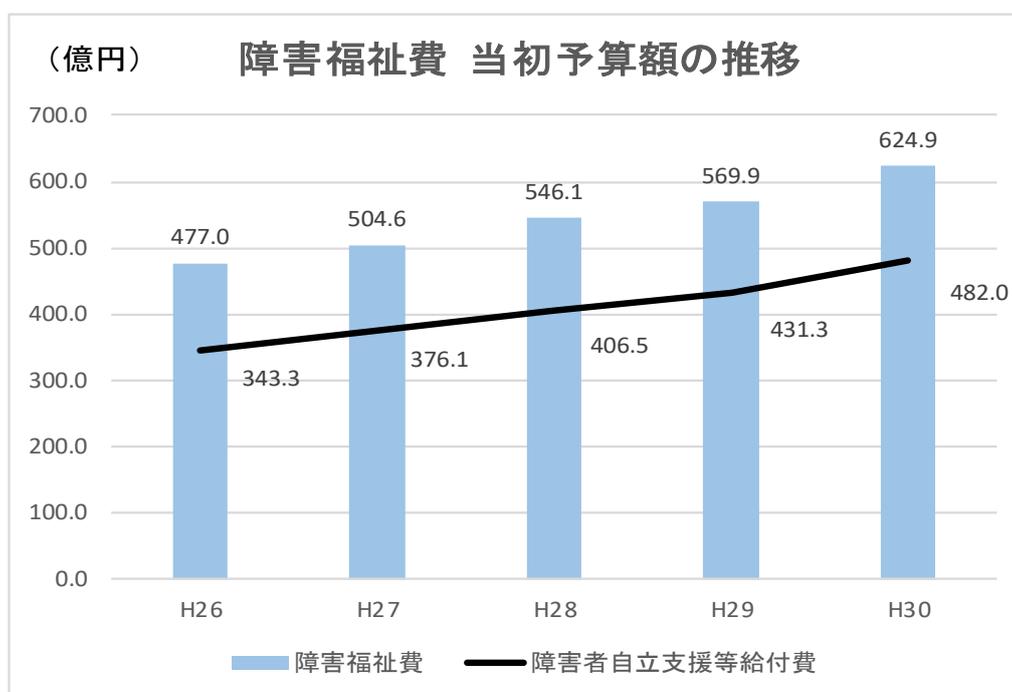
当 初 予 算 の 概 要

障 害 福 祉 課
共 生 社 会 推 進 課

平成30年度当初予算の概要（障害福祉課・共生社会推進課）

○ 平成30年度当初予算・平成29年度当初予算 比較表

障害福祉費	平成30年度 当初予算額 A	平成29年度 当初予算額 B	比較増減 A - B	増減率 A / B
障害福祉課	61,560,126	56,947,041	4,613,085	108.1%
共生社会推進課	939,763	52,502	887,261	1790.0%
合 計	62,499,889	56,999,543	5,500,346	109.6%



重点的な取り組み

障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり

予算額：600億7,111万円

【目的】

「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向け、すべての人のいのちを大切にし、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組みや、障がい者の社会参加を促進する取り組みを県民総ぐるみの体制で展開する。

区分	主な事業名及び事業内容	30年度 当初予算額
(1)	すべての人のいのちを大切にする取り組み	2億6,250万円
ア	ともに生きる社会を支える人づくり	6,738万円
一部 (新) ①	「いのちの授業」の更なる取り組み 学校で行っている「いのちの授業」について、家庭や地域への「つながり」「広がり」をもたせ、更なる推進を図るため、県PTA協議会との協働の仕組みづくりや、保護者・地域への啓発を実施する。	520万円
(新) ②	医療的ケア児等コーディネーター等研修事業費 医療的ケアを要する障がい児等の支援人材を養成するため、支援従事者や支援の総合調整を担うコーディネーターの養成研修を実施する。	200万円
その他	○ 喀痰吸引等研修事業費など9事業	6,017万円
イ	すべての人の権利を守るしくみづくり	1億9,512万円
③	かながわ成年後見推進センター事業費 障がい者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。	2,090万円
その他	○ 福祉サービス利用援助事業費補助など5事業	1億7,421万円
(2)	誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組み	588億8,577万円
ア	津久井やまゆり園再生に向けた取り組みとその全県展開	9億8,984万円
④	津久井やまゆり園除却費 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）（相模原市緑区千木良）の建替工事を実施するため、居住棟、渡り廊下及び作業棟を除却する。	7億2,400万円
⑤	津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）新築工事設計費 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）の建替工事及び改修工事を実施するため、基本設計等を行う。	5,400万円
(新) ⑥	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援 厚生労働省のガイドラインに基づく全国初の取り組みとなる津久井やまゆり園利用者の意思決定支援のため、専門アドバイザーの派遣を行うとともに、意思決定支援に係るマニュアルや支援体制の整備を行う。	4,490万円
(新) ⑦	津久井やまゆり園利用者の地域生活移行支援 意思決定支援に基づく津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、地域移行支援従事者の配置に対して補助するとともに、利用者を受け入れるグループホームの施設整備や運営面でのバックアップ、基準を超える手厚い職員配置に対して補助する。	3,477万円
(新) ⑧	意思決定支援の普及啓発と相談支援体制の強化 意思決定支援の普及啓発のため、障がい者の家族や施設職員を対象に出前講座を実施するとともに、相談支援体制の強化のため、相談支援事業所に対する補助や、相談支援専門員の人材確保及び資質向上に向けた研修の充実強化等を行う。	4,137万円
(新) ⑨	地域生活移行の支援 障がい者の地域生活移行を支援するため、グループホームを対象に、運営面での支援や、体験利用及び県立施設入所者の受け入れに係る手厚い職員配置に対して補助する。	3,108万円
その他	○ 津久井やまゆり園新築工事の推進に係る各種調査	5,970万円
イ	障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実	578億9,593万円
(新) ⑩	精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業費 精神障がい者の地域生活を支えるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するほか、地域の精神障がい者への理解促進を図る。	600万円
(新) ⑪	医療型短期入所事業所開設促進事業費 重症心身障がい児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。	616万円

区分	主な事業名及び事業内容	30年度 当初予算額
	⑫ 障害者自立支援給付費等負担金 障がい児者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障がい福祉サービスに要する費用を負担する。	481億4,086万円
	その他 ○ 重度障害者医療給付事業費補助など22事業	97億4,290万円
	(3) 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み	7億5,720万円
	ア 社会参加への環境づくり	3億7,663万円
	(新) ⑬ 福祉タクシー車両導入促進事業費補助 障がい者や高齢者が容易に移動できる環境を整備し社会参加を促進するため、タクシー事業者等の福祉タクシー車両購入に対して補助する。	3,750万円
	⑭ ホームドア設置促進事業費補助 駅ホームからの転落防止対策等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に対して補助することで早期の設置を促進し、公共交通の安全・安定輸送の確保と利便性の向上を図る。	2億3,456万円
	その他 ○ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費など9事業	1億 457万円
	イ 就労の支援	3億8,056万円
	⑮ 障害者雇用促進事業費 障害者雇用を促進するため、障害者雇用促進センター（横浜市中区寿町）の職員が中小企業等を個別訪問して情報提供や出前講座等を実施するとともに、地域における障がい者就労支援力を向上するため、就労支援機関に対する支援を実施する。	4,703万円
	その他 ○ 障害者就業・生活支援センター事業費など11事業	3億3,353万円
	(4) 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み	2億2,301万円
	ア 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進	8,889万円
	⑯ ともに生きる社会推進事業費 憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体と連携を図りながら県内各地で開催されるイベント等に参加するなど、年間を通じて普及啓発を行う。	1,931万円
	(新) ⑰ 共生社会実現フォーラム開催事業費 ともに生きる社会への理解を深めることと併せて、障害者差別解消法に基づく合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等の制度への理解を深めていくため、広く県民に向けて共生社会実現フォーラムを開催する。	200万円
	その他 ○ 障害者理解促進事業費など5事業	6,757万円
	イ 教育やスポーツにおける取組み	1億3,412万円
	⑱ インクルーシブ教育推進研究事業費 インクルーシブ教育についての理解啓発を図るとともに、県立高校で知的障がいのある生徒を受け入れていくため、専門家による指導・助言を受け、教材開発等の環境整備を行う。	478万円
	⑲ かながわパラスポーツ推進事業費 「かながわパラスポーツ」の普及推進のため、関係市町村等と連携し、かながわパラスポーツフェスタ等を開催する。また、「かながわパラスポーツ」を地域で普及推進するため、かながわパラスポーツコーディネーターの養成を行う。	946万円
	その他 ○ 障害者スポーツ普及推進事業費など14事業	1億1,987万円

備考 (4)の計 2億2,301万円のうち、(3)との重複 (5,738万円) を除いた額は 1億6,563万円

平成30年度当初予算の概要（障害福祉課・共生社会推進課）

1 平成30年度当初予算・平成29年度当初予算 比較表

(単位：千円)

	平成30年度 当初予算額A	平成29年度 当初予算額B	比較増減額 A-B	増減率 A/B	財 源 内 訳		
					国庫支出金	その他	一般財源
保健福祉局	373,566,559	394,673,575	△ 21,107,016	94.7%	20,050,806	16,255,417	337,260,336
障害福祉費	62,499,889	56,999,543	5,500,346	109.6%	3,355,628	1,643,839	57,500,422
障害福祉課	61,560,126	56,947,041	4,613,085	108.1%	3,355,628	1,033,839	57,170,659
共生社会 推進課	939,763	52,502	887,261	1790.0%	0	610,000	329,763

2 事業別予算額

(単位：千円)

項	目	事業	所管課	細事業	30年度 当初予算額	29年度 当初予算額	比較増減		
障害 福祉 費	障害福 祉総務 費	障害者自立支援 等給付費	障害福祉課	1-1	障害福祉サービス費等 負担金	31,403,986	29,017,376	2,386,610	
				1-2	障害者自立支援医療費 負担金(更生医療)	2,764,805	2,877,449	△ 112,644	
				1-3	障害者自立支援医療費 負担金(精神通院医療)	4,911,292	4,875,079	36,213	
				1-4	障害者療養介護医療費 負担金	205,965	204,054	1,911	
				1-5	障害者補装具購入費等 負担金	461,172	480,360	△ 19,188	
				1-6	相談支援給付費等負担 金	429,848	325,030	104,818	
				1-7	障害児通所給付費負担 金	8,030,904	5,357,571	2,673,333	
					計	48,207,972	43,136,919	5,071,053	
			障害福祉諸費	障害福祉課	2	障害福祉推進費	17,851	17,741	110
		3			社会福祉施設危機管理ア ドバイザー派遣事業費	1,027	1,209	△ 182	
		4			障害者団体育成費	1,128	1,128	-	
		5			障害サービス推進費	1,419	3,781	△ 2,362	
		6			共生社会推進費	3,066	-	3,066	
					計	24,491	23,859	632	
				障害福祉課	7	障害福祉施設指定管理 費	1,779,152	1,788,431	△ 9,279
				障害福祉課	8	民間障害福祉施設防犯 体制強化事業費補助	-	26,297	△ 26,297
				障害福祉課	9	軽度・中等度難聴児補 聴器購入費補助	3,297	3,297	-
			障害者地域生活 支援事業費	障害福祉課	10-1	障害者地域生活支援事 業費補助	1,923,878	1,817,094	106,784
		10-2			障害者地域生活支援事 業費	269,815	247,615	22,200	
					計	2,193,693	2,064,709	128,984	

項	目	事業	所管課		細事業	30年度 当初予算額	29年度 当初予算額	比較増減	
障害福祉費	障害福祉総務費	障害福祉施設等 地域サービス事業費	障害福祉課	11	障害者生活支援事業費	56,793	31,477	25,316	
				12	障害福祉サービス地域 ネットワーク強化事業費	32,337	32,337	-	
				13	重度重複障害者等支援 看護師養成研修事業	1,531	1,531	-	
					計	90,661	65,345	25,316	
			民間障害福祉施設 整備費補助	障害福祉課	14	障害福祉施設整備費補助	43,842	218,943	△ 175,101
			障害福祉地域 サービス推進事業費	障害福祉課	15	グループホーム等居住 支援事業費	28,472	2,039	26,433
		16			短期入所強化事業費	6,163	5,100	1,063	
					計	34,635	7,139	27,496	
			民間障害福祉施設 整備借入償還金補助	障害福祉課	17	金沢若草園民間移譲推 進事業費補助	10,680	10,680	-
		18			民間社会福祉施設整備 借入償還金補助	466,763	510,935	△ 44,172	
					計	477,443	521,615	△ 44,172	
			民間障害福祉施設 運営費補助	障害福祉課	19	民間社会福祉施設運 営費補助	133,232	134,831	△ 1,599
			障害者総合支援 法等施行事務費	障害福祉課	20-1	障害者総合支援法等施 行事務費	19,196	37,371	△ 18,175
		20-2			身体障害者福祉法等施 行事務費	3,588	3,601	△ 13	
		20-3			障害手帳交付事務等支 援システム運用事業費	4,413	3,603	810	
					計	27,197	44,575	△ 17,378	
			神奈川県障害者 施策審議会費	障害福祉課	21	神奈川県障害者施策審 議会費	1,166	1,166	-
			障害者虐待防止・ 権利擁護推進事業費	障害福祉課	22-1	障害者権利擁護セン ター事業費	4,314	4,314	-
		22-2			障害者虐待防止・権利 擁護研修事業費	1,946	1,946	-	
					計	6,260	6,260	-	
			障害者地域活動 支援事業費	障害福祉課	23	福祉的就労促進事業費	14,774	14,774	-
		24			福祉バス運行事業費	35,975	35,975	-	
		25			障害者就労生活支援事 業費	60,504	60,477	27	
					計	111,253	111,226	27	
			障害者生活環境 改善促進事業費	障害福祉課	26	重度障害者住宅設備改 良費補助	21,605	21,605	-
			特別障害者手当 等給付費	障害福祉課	27	特別障害者手当等給付 費	65,168	66,644	△ 1,476
			心身障害者扶養 共済制度実施費	障害福祉課	28	心身障害者扶養共済制 度実施費	476,549	467,330	9,219
			在宅重度障害者 等手当支給費	障害福祉課	29-1	在宅重度障害者等手当 支給費	576,120	574,980	1,140
		29-2			在宅重度障害者等手当 支給費(事務費)	3,194	3,676	△ 482	
					計	579,314	578,656	658	
	重度障害者医療 給付事業費補助	障害福祉課	30	重度障害者医療給付事 業費補助	4,673,913	5,121,231	△ 447,318		

項	目	事業	所管課		細事業	30年度 当初予算額	29年度 当初予算額	比較増減	
障害福祉費	障害福祉総務費	精神障害者地域生活支援事業費	障害福祉課	31-1	精神障害者保健福祉手帳交付事業費	1,850	1,887	△ 37	
				31-2	精神障害者地域生活支援団体連合会補助金	1,392	1,392	-	
				31-3	精神障害者地域生活支援事業費	6,000	-	6,000	
					計	9,242	3,279	5,963	
			精神障害者措置費	障害福祉課	32	精神障害者措置費	7,894	5,952	1,942
			意思決定支援推進事業費	障害福祉課	33	意思決定支援推進事業費	1,200	-	1,200
			ともに生きる社会推進事業費	共生社会推進課	34	ともに生きる社会推進事業費	19,317	31,550	△ 12,233
			津久井やまゆり園再生推進事業費	共生社会推進課	35-1	津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費	44,906	-	44,906
		35-2			津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助	16,570	-	16,570	
		35-3			障害者グループホーム設置促進事業費補助	10,000	-	10,000	
		35-4			障害者グループホームバックアップ推進事業費補助	2,000	-	2,000	
		35-5			障害者グループホーム生活支援員加配事業費補助	6,200	-	6,200	
			計			79,676	-	79,676	
		障害福祉費	障害措置費	障害児保護措置費	障害福祉課	36	障害児保護措置費	1,136,038	1,080,069
民間障害福祉施設利用者処遇費	障害福祉課			37	民間障害福祉施設利用者処遇費	192,714	182,878	9,836	
障害福祉施設費	県立障害福祉施設維持運営費		障害福祉課	38	県立障害福祉施設維持運営費	985,258	1,040,175	△ 54,917	
				39	県立障害福祉施設備品等整備費	13,234	14,506	△ 1,272	
					計	998,492	1,054,681	△ 56,189	
	秦野精華園改修工事費		障害福祉課	40	秦野精華園改修工事費	123,000	77,000	46,000	
	総合療育相談センター費		障害福祉課	41-1	維持運営費	96,360	96,210	150	
41-2				相談支援事業費	36,962	36,894	68		
				計	133,322	133,104	218		
	津久井やまゆり園除却費		共生社会推進課	42	津久井やまゆり園除却費	724,000	-	724,000	
	津久井やまゆり園除却準備費		共生社会推進課	43	津久井やまゆり園除却準備費	-	5,000	△ 5,000	
	津久井やまゆり園千木良園舎(仮称)新築工事設計費		共生社会推進課	44	津久井やまゆり園千木良園舎(仮称)新築工事設計費	54,000	-	54,000	
	津久井やまゆり園新築工事推進費		共生社会推進課	45	津久井やまゆり園新築工事推進費	59,704	15,952	43,752	
	諸費		障害者自立支援対策臨時特例交付金返納金	障害福祉課	46	障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金	10,447	-	10,447
計					62,499,889	56,999,543	5,500,346		

【平成30年度当初予算（障害福祉課及び共生社会推進課）】

No.	事業名	事業内容																				
1	<p>障害者自立支援等給付費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 48,207,972</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 43,136,919</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 5,071,053</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 48,207,972	29年度当初 予 算 額	千円 43,136,919	比 較 増 減	千円 5,071,053	<p>障がい者及び障がい児の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスに係る費用を市町村に対して交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付先 市町村 ・負担率 1/4(国1/2:市町村へ直接) ※精神通院医療は県経由 <table> <tr> <td>1 障害福祉サービス費等負担金</td> <td>31,403,986千円</td> </tr> <tr> <td>2 障害者自立支援医療費負担金(更生医療)</td> <td>2,764,805千円</td> </tr> <tr> <td>3 障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)</td> <td>4,911,292千円</td> </tr> <tr> <td>4 障害者療養介護医療費負担金</td> <td>205,965千円</td> </tr> <tr> <td>5 障害者補装具購入費等負担金</td> <td>461,172千円</td> </tr> <tr> <td>6 相談支援給付費等負担金</td> <td>429,848千円</td> </tr> <tr> <td>7 障害児通所給付費負担金</td> <td>8,030,904千円</td> </tr> </table>	1 障害福祉サービス費等負担金	31,403,986千円	2 障害者自立支援医療費負担金(更生医療)	2,764,805千円	3 障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)	4,911,292千円	4 障害者療養介護医療費負担金	205,965千円	5 障害者補装具購入費等負担金	461,172千円	6 相談支援給付費等負担金	429,848千円	7 障害児通所給付費負担金	8,030,904千円
30年度当初 予 算 額	千円 48,207,972																					
29年度当初 予 算 額	千円 43,136,919																					
比 較 増 減	千円 5,071,053																					
1 障害福祉サービス費等負担金	31,403,986千円																					
2 障害者自立支援医療費負担金(更生医療)	2,764,805千円																					
3 障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)	4,911,292千円																					
4 障害者療養介護医療費負担金	205,965千円																					
5 障害者補装具購入費等負担金	461,172千円																					
6 相談支援給付費等負担金	429,848千円																					
7 障害児通所給付費負担金	8,030,904千円																					
2	<p>障害福祉推進費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 17,851</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 17,741</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 110</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 17,851	29年度当初 予 算 額	千円 17,741	比 較 増 減	千円 110	<p>障がい者の自立と社会参加を推進するため、各種指導・相談事業のほか啓発事業等を実施する。</p> <p>障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別に関する相談をワンストップで受ける相談窓口を設置するとともに、内部障がいなどの方を対象としたヘルプマークの普及啓発に取り組む。</p>														
30年度当初 予 算 額	千円 17,851																					
29年度当初 予 算 額	千円 17,741																					
比 較 増 減	千円 110																					
3	<p>社会福祉施設危機管理アドバイザー派遣事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,027</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,209</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 182</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,027	29年度当初 予 算 額	千円 1,209	比 較 増 減	千円 △ 182	<p>社会福祉施設における安全対策や危機管理に関する知識を向上させるため、防犯の専門家を講師とした講習会を開催するとともに、希望する施設へアドバイザーを派遣する。</p>														
30年度当初 予 算 額	千円 1,027																					
29年度当初 予 算 額	千円 1,209																					
比 較 増 減	千円 △ 182																					
4	<p>障害者団体育成費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,128</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,128</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,128	29年度当初 予 算 額	千円 1,128	比 較 増 減	千円 0	<p>障害者団体に対する補助金を交付する。</p>														
30年度当初 予 算 額	千円 1,128																					
29年度当初 予 算 額	千円 1,128																					
比 較 増 減	千円 0																					
5	<p>障害サービス推進費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,419</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,781</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 2,362</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,419	29年度当初 予 算 額	千円 3,781	比 較 増 減	千円 △ 2,362	<p>関係機関との連絡調整及び課の業務遂行のために必要な経費。</p>														
30年度当初 予 算 額	千円 1,419																					
29年度当初 予 算 額	千円 3,781																					
比 較 増 減	千円 △ 2,362																					

6	<p>共生社会推進費</p> <table border="1" data-bbox="220 228 598 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,066</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 3,066</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 3,066	29年度当初 予 算 額	千円 0	比 較 増 減	千円 3,066	<p>ともに生きる社会への理解を深めることと併せて、障害者差別解消法に基づく合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等の制度への理解を深めていくため、共生社会実現フォーラムを開催する。</p>												
30年度当初 予 算 額	千円 3,066																			
29年度当初 予 算 額	千円 0																			
比 較 増 減	千円 3,066																			
7	<p>障害福祉施設指定管理費</p> <table border="1" data-bbox="220 519 598 712"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,779,152</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,788,431</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 9,279</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,779,152	29年度当初 予 算 額	千円 1,788,431	比 較 増 減	千円 △ 9,279	<table border="1" data-bbox="638 459 1428 772"> <tr> <td>1 神奈川県ライトセンター指定管理費</td> <td>289,990千円</td> </tr> <tr> <td>2 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費</td> <td>145,733千円</td> </tr> <tr> <td>3 神奈川県愛名やまゆり園指定管理費</td> <td>280,798千円</td> </tr> <tr> <td>4 神奈川県厚木精華園指定管理費</td> <td>205,931千円</td> </tr> <tr> <td>5 神奈川県津久井やまゆり園指定管理費</td> <td>251,778千円</td> </tr> <tr> <td>6 神奈川県三浦しらとり園指定管理費</td> <td>604,922千円</td> </tr> </table>	1 神奈川県ライトセンター指定管理費	289,990千円	2 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費	145,733千円	3 神奈川県愛名やまゆり園指定管理費	280,798千円	4 神奈川県厚木精華園指定管理費	205,931千円	5 神奈川県津久井やまゆり園指定管理費	251,778千円	6 神奈川県三浦しらとり園指定管理費	604,922千円
30年度当初 予 算 額	千円 1,779,152																			
29年度当初 予 算 額	千円 1,788,431																			
比 較 増 減	千円 △ 9,279																			
1 神奈川県ライトセンター指定管理費	289,990千円																			
2 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費	145,733千円																			
3 神奈川県愛名やまゆり園指定管理費	280,798千円																			
4 神奈川県厚木精華園指定管理費	205,931千円																			
5 神奈川県津久井やまゆり園指定管理費	251,778千円																			
6 神奈川県三浦しらとり園指定管理費	604,922千円																			
8	<p>民間障害福祉施設防犯体制強化事業費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 896 598 1088"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 26,297</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 26,297</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 0	29年度当初 予 算 額	千円 26,297	比 較 増 減	千円 △ 26,297	<p>(事業終了)</p>												
30年度当初 予 算 額	千円 0																			
29年度当初 予 算 額	千円 26,297																			
比 較 増 減	千円 △ 26,297																			
9	<p>軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 1189 598 1382"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,297</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,297</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 3,297	29年度当初 予 算 額	千円 3,297	比 較 増 減	千円 -	<p>障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成する市町村に対して補助する。</p>												
30年度当初 予 算 額	千円 3,297																			
29年度当初 予 算 額	千円 3,297																			
比 較 増 減	千円 -																			

10	<p>障害者地域生活支援事業費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">30年度当初 予 算 額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">千円 2,193,693</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td style="text-align: right;">千円 2,064,709</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td style="text-align: right;">千円 128,984</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 2,193,693	29年度当初 予 算 額	千円 2,064,709	比 較 増 減	千円 128,984	<p>障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること等を目的とし、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>1 障害者地域生活支援事業費補助 1,923,878千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助先 市町村 ・ 補助率 1/4(国1/2：市町村へ直接) <p>(1) 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業</p> <p>(2) 障がい者、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業</p> <p>(3) 相談支援事業</p> <p>(4) 成年後見制度利用支援事業</p> <p>(5) 成年後見法人後見支援事業</p> <p>(6) 日常生活用具給付事業</p> <p>(7) 意思疎通支援事業</p> <p>(8) 移動支援事業</p> <p>(9) 地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>(10) その他の事業</p> <p>2 障害者地域生活支援事業費 269,815千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体 県(国1/2) <p>(1) 専門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業費、 高次脳機能障害支援普及事業</p> <p>(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修</p> <p>(3) 専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p> <p>(4) 広域的な支援事業 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業等 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p>(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業 相談支援従事者研修事業、強度行動障害支援者養成研修事業</p> <p>(6) その他事業 身体障害者補助犬育成、障害者ITサポートセンター運営、 社会参加推進センター運営、発達障害者支援体制整備等 サービス事業者等のための養成研修事業</p>
30年度当初 予 算 額	千円 2,193,693							
29年度当初 予 算 額	千円 2,064,709							
比 較 増 減	千円 128,984							

11	<p>障害者生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 230 595 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 56,793</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 31,477</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 25,316</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 56,793	29年度当初 予 算 額	千円 31,477	比 較 増 減	千円 25,316	<p>障がい者の自立と社会参加を支援するため、各種福祉サービスの利用支援、相談支援、就労支援等の事業を実施する。</p> <p>1 障害児等療育支援事業費 6,677千円 在宅の重度心身障がい児者・知的障がい児、身体障がい児の地域における生活を支えるため、専門スタッフによる居宅訪問等の療育支援を行うとともに、巡回指導により市町村職員等の支援技術の向上を図る。</p> <p>2 喀痰吸引等研修事業費 8,980千円 訪問介護事業所等において、たんの吸引等の医療的ケアに関する専門的知識、技術を持つ介護職員を養成するため、特定の対象者に、喀痰吸引等の処置が可能となる研修(第三号研修)を行う。</p> <p>3 精神障害者ホームヘルパー研修事業費 2,226千円 精神障がい者の居宅介護支援に従事する人材の確保及びサービスの質の向上を図るため、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパーの養成研修及び現任者研修を行う。</p> <p>4 相談支援従事者等養成・確保推進事業費 11,800千円 相談支援従事者等のさらなる質の向上や地域支援の強化、専門性の強化を図るため、相談支援専門員を対象とした専門的な研修を実施する。</p> <p>5 民間障害児施設入所児移行支援促進事業費補助 2,660千円 障がい児施設に入所している18歳を超えた加齢児の成人サービスへの円滑な移行を図るため、移行支援に必要な成人サービスの体験利用や関係機関との会議の開催に要する経費に対して補助する。</p> <p>6 相談支援事業所運営支援事業費補助 19,800千円 相談支援体制の充実強化を図るため、複数の相談支援専門員を配置する事業所に対して補助する。</p> <p>7 県立障害福祉施設利用者移行促進事業費補助 4,650千円 県立障害福祉施設利用者の地域生活移行を促進するため、利用者の受け入れに当たり基準を超える手厚い職員配置を行うグループホームに対して補助する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 56,793							
29年度当初 予 算 額	千円 31,477							
比 較 増 減	千円 25,316							
12	<p>障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1377 595 1568"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 32,337</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 32,337</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 32,337	29年度当初 予 算 額	千円 32,337	比 較 増 減	千円 -	<p>重度障がい者への地域生活支援を充実するため、障害保健福祉圏域に整備した障害福祉サービス等地域拠点事業所にケースマネージャー等を配置し、地域の事業所間のネットワーク形成を図る。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 32,337							
29年度当初 予 算 額	千円 32,337							
比 較 増 減	千円 -							
13	<p>重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1675 595 1865"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,531</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,531</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,531	29年度当初 予 算 額	千円 1,531	比 較 増 減	千円 -	<p>障がい者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を行う。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 1,531							
29年度当初 予 算 額	千円 1,531							
比 較 増 減	千円 -							

14	<p>障害福祉施設整備費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 226 595 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 43,842</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 218,943</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 175,101</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 43,842	29年度当初 予 算 額	千円 218,943	比 較 増 減	千円 △ 175,101	<p>グループホーム等において火災が発生した際の甚大な被害を防ぐため、共同生活援助事業所のスプリンクラー整備に対して補助する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 43,842							
29年度当初 予 算 額	千円 218,943							
比 較 増 減	千円 △ 175,101							
15	<p>グループホーム等居住支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 553 595 748"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 28,472</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 2,039</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 26,433</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 28,472	29年度当初 予 算 額	千円 2,039	比 較 増 減	千円 26,433	<p>グループホーム等の設置、利用を促進するため、法人等に設置、運営に関する助言等を行うとともに、グループホームにおけるサービスの資の向上を図るため巡回支援等を行う。また、重度の障がい者の地域生活移行を支援するため、体験利用を受け入れるグループホームに対して補助する。</p> <p>1 障害者グループホーム等サポートセンター事業費 2,039千円 グループホーム等の設置、利用を促進するため、法人等に対しグループホーム等の設置、運営に関する助言等を行うとともに、グループホーム等の職員の支援技術や人権意識の向上を図るため、研修を行う。</p> <p>2 障害者グループホーム体験利用促進事業費補助 7,770千円 重度の障がい者の地域生活移行を促進するため、体験利用を受け入れるグループホームに対する報酬及び体験利用に係る家賃相当額に対して補助する。</p> <p>3 障害者グループホーム運営支援事業費 18,663千円 障がい者の地域生活の受け皿となるグループホームの運営を支援するため、個別相談窓口の開設や定期的な巡回による支援ノウハウ等のコンサルテーションを実施する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 28,472							
29年度当初 予 算 額	千円 2,039							
比 較 増 減	千円 26,433							
16	<p>短期入所強化学業費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 1292 595 1487"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 6,163</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 5,100</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 1,063</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 6,163	29年度当初 予 算 額	千円 5,100	比 較 増 減	千円 1,063	<p>重症心身障がい児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 6,163							
29年度当初 予 算 額	千円 5,100							
比 較 増 減	千円 1,063							
17	<p>金沢若草園民間移譲推進事業費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 1590 595 1785"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 10,680</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 10,680</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 10,680	29年度当初 予 算 額	千円 10,680	比 較 増 減	千円 -	<p>平成23年4月1日に民間法人へ移譲した金沢若草園について、施設整備（耐震化改修工事等）の実施にあたって法人が福祉医療機構から借り入れた費用について補助する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 10,680							
29年度当初 予 算 額	千円 10,680							
比 較 増 減	千円 -							
18	<p>民間社会福祉施設整備借入償還金補助</p> <table border="1" data-bbox="220 1888 595 2083"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 466,763</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 510,935</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 44,172</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 466,763	29年度当初 予 算 額	千円 510,935	比 較 増 減	千円 △ 44,172	<p>民間障害福祉施設の施設整備の促進を図るため、福祉医療機構又は社会福祉協議会から借り入れた額の償還に要する費用の一部を補助する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 466,763							
29年度当初 予 算 額	千円 510,935							
比 較 増 減	千円 △ 44,172							

19	<p>民間社会福祉施設運営費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 226 595 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 133,232</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 134,831</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,599</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 133,232	29年度当初 予 算 額	千円 134,831	比 較 増 減	千円 △ 1,599	<p>民間障害福祉施設の利用者処遇の維持、向上と均衡の保持を図るため、国の配置基準を超えて雇用する職員経費と地域格差を是正する経費に対して補助する。</p>								
30年度当初 予 算 額	千円 133,232															
29年度当初 予 算 額	千円 134,831															
比 較 増 減	千円 △ 1,599															
20	<p>障害者総合支援法等施行事務費</p> <table border="1" data-bbox="220 533 595 728"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 27,197</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 44,575</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 17,378</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 27,197	29年度当初 予 算 額	千円 44,575	比 較 増 減	千円 △ 17,378	<p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の着実な推進のため、サービス事業者の指定や障害児施設給付費の支給決定事務の体制整備を行う。 また、市町村が行った介護給付費等の係る処分に対する審査請求について、迅速かつ適正な裁決を行うため、第三者的審査専門機関として障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。</p> <table border="0" data-bbox="639 696 1433 790"> <tr> <td>1 障害者総合支援法施行事務費</td> <td>19,196千円</td> </tr> <tr> <td>2 身体障害者福祉法等施行事務費</td> <td>3,588千円</td> </tr> <tr> <td>3 障害手帳交付事務等システム運用事業費</td> <td>4,413千円</td> </tr> </table>	1 障害者総合支援法施行事務費	19,196千円	2 身体障害者福祉法等施行事務費	3,588千円	3 障害手帳交付事務等システム運用事業費	4,413千円		
30年度当初 予 算 額	千円 27,197															
29年度当初 予 算 額	千円 44,575															
比 較 増 減	千円 △ 17,378															
1 障害者総合支援法施行事務費	19,196千円															
2 身体障害者福祉法等施行事務費	3,588千円															
3 障害手帳交付事務等システム運用事業費	4,413千円															
21	<p>神奈川県障害者施策審議会費</p> <table border="1" data-bbox="220 902 595 1097"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,166</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,166</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,166	29年度当初 予 算 額	千円 1,166	比 較 増 減	千円 -	<p>かながわ障害者計画の着実な推進を図るための施策の進行管理、調査及び研究等を行う。</p>								
30年度当初 予 算 額	千円 1,166															
29年度当初 予 算 額	千円 1,166															
比 較 増 減	千円 -															
22	<p>障害者虐待防止・権利擁護推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1205 595 1400"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 6,260</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 6,260</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 6,260	29年度当初 予 算 額	千円 6,260	比 較 増 減	千円 -	<p>障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、障がい者虐待防止の拠点となる「障害者権利擁護センター」において相談を受けるとともに、障がい者虐待防止の研修を行う。</p> <table border="0" data-bbox="639 1361 1433 1424"> <tr> <td>1 障害者権利擁護センター事業費</td> <td>4,314千円</td> </tr> <tr> <td>2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業費</td> <td>1,946千円</td> </tr> </table>	1 障害者権利擁護センター事業費	4,314千円	2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業費	1,946千円				
30年度当初 予 算 額	千円 6,260															
29年度当初 予 算 額	千円 6,260															
比 較 増 減	千円 -															
1 障害者権利擁護センター事業費	4,314千円															
2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業費	1,946千円															
23	<p>福祉的就労促進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1529 595 1724"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 14,774</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 14,774</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 14,774	29年度当初 予 算 額	千円 14,774	比 較 増 減	千円 -	<p>一般企業での就労が困難な障がい者に対して福祉的就労等の促進を図る。</p> <table border="0" data-bbox="639 1559 1433 1809"> <tr> <td>1 工賃向上支援事業費</td> <td>13,364千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般の企業等で働くことが難しい障がい者の収入を増加させるため、障害福祉サービス事業所等の生産活動を支援するとともに、複数の事業所が共同して受注や品質管理等を行う共同受注窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td>2 小規模事業所等支援事業費補助</td> <td>1,410千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域活動支援センターなどで規模が小さい事業所が、地域支援力を高めるための取組みを支援する。</td> </tr> </table>	1 工賃向上支援事業費	13,364千円	一般の企業等で働くことが難しい障がい者の収入を増加させるため、障害福祉サービス事業所等の生産活動を支援するとともに、複数の事業所が共同して受注や品質管理等を行う共同受注窓口を設置する。		2 小規模事業所等支援事業費補助	1,410千円	地域活動支援センターなどで規模が小さい事業所が、地域支援力を高めるための取組みを支援する。	
30年度当初 予 算 額	千円 14,774															
29年度当初 予 算 額	千円 14,774															
比 較 増 減	千円 -															
1 工賃向上支援事業費	13,364千円															
一般の企業等で働くことが難しい障がい者の収入を増加させるため、障害福祉サービス事業所等の生産活動を支援するとともに、複数の事業所が共同して受注や品質管理等を行う共同受注窓口を設置する。																
2 小規模事業所等支援事業費補助	1,410千円															
地域活動支援センターなどで規模が小さい事業所が、地域支援力を高めるための取組みを支援する。																

24	<p>福祉バス運行事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 226 596 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 35,975</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 35,975</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 35,975	29年度当初 予 算 額	千円 35,975	比 較 増 減	千円 -	<p>障がい者の社会参加を促進し、文化、レクリエーション活動への参加の機会を拡大するため、福祉バス（車いす用リフト付き大型バス等）を運行する。</p> <p>運行台数 1台（臨時増便も有）</p>
30年度当初 予 算 額	千円 35,975							
29年度当初 予 算 額	千円 35,975							
比 較 増 減	千円 -							
25	<p>障害者就労生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 517 596 712"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 60,504</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 60,477</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 27</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 60,504	29年度当初 予 算 額	千円 60,477	比 較 増 減	千円 27	<p>障がい者の職業生活における自立を図るため、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、対象者の家庭や職場の訪問等により、就業、日常生活、社会生活上の支援を行う。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 60,504							
29年度当初 予 算 額	千円 60,477							
比 較 増 減	千円 27							
26	<p>重度障害者住宅設備改良費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 815 596 1010"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 21,605</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 21,605</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 21,605	29年度当初 予 算 額	千円 21,605	比 較 増 減	千円 -	<p>在宅の重度障がい者の生活環境整備の促進を図るため、重度障がい者等が行う浴室等住宅設備の改造及び天井走行式移動リフト等の設置に要する経費を助成する市町村に対して補助する。</p> <p>(1) 補助先 市町村(政令市・中核市を除く) (2) 補助率 1/2 (3) 補助限度額 住宅設備改良 800千円 天井走行式移動リフト 1,000千円 環境制御装置 600千円</p>
30年度当初 予 算 額	千円 21,605							
29年度当初 予 算 額	千円 21,605							
比 較 増 減	千円 -							
27	<p>特別障害者手当等支給費</p> <table border="1" data-bbox="220 1113 596 1308"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 65,168</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 66,644</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,476</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 65,168	29年度当初 予 算 額	千円 66,644	比 較 増 減	千円 △ 1,476	<p>精神または身体に著しく重度の障がい等を有する者等に特別障害者手当等を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>ア 支給時期 年4回(5, 8, 11, 2月) イ 手当の額 特別障害者手当 月額 26,810円 障害児福祉手当 月額 14,580円 経過的福祉手当 月額 14,580円</p>
30年度当初 予 算 額	千円 65,168							
29年度当初 予 算 額	千円 66,644							
比 較 増 減	千円 △ 1,476							
28	<p>心身障害者扶養共済制度実施費</p> <table border="1" data-bbox="220 1426 596 1621"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 476,549</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 467,330</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 9,219</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 476,549	29年度当初 予 算 額	千円 467,330	比 較 増 減	千円 9,219	<p>障がい者の将来に対する経済的な不安を軽減するため、保護者が死亡した場合などに、障がい者に年金を支給する。</p> <p>(1) 保険料納付金 掛金 1口当たり月額 5,600円～23,300円 (2) 年金等給付金 ア 年金 1口当たり月額 20千円 イ 弔慰金 30千円 ～ 250千円 ウ 脱退一時金 45千円 ～ 250千円 (3) 制度安定化負担金 153,894千円 (4) 心身障害者扶養共済制度事務費 8,125千円</p>
30年度当初 予 算 額	千円 476,549							
29年度当初 予 算 額	千円 467,330							
比 較 増 減	千円 9,219							

29	<p>在宅重度障害者等手当支給費</p> <table border="1" data-bbox="220 219 595 414"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 579,314</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 578,656</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 658</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 579,314	29年度当初 予 算 額	千円 578,656	比 較 増 減	千円 658	<p>障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>ア 重度重複障害者（年額6万円） 次の①～③のうち、2つ以上該当する者</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②IQ35以下 ③精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>イ 特別障害者手当等受給者（年額6万円） 国制度の手当（障害児福祉手当、特別障害者手当）を受給している者</p> <p>(2) 手当支給費 576,120千円 対象見込み者数 9,602人</p> <p>(3) 事務費（印刷委託等） 3,194千円</p>
30年度当初 予 算 額	千円 579,314							
29年度当初 予 算 額	千円 578,656							
比 較 増 減	千円 658							
30	<p>重度障害者医療給付事業費補助</p> <table border="1" data-bbox="220 689 595 884"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 4,673,913</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 5,121,231</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 447,318</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 4,673,913	29年度当初 予 算 額	千円 5,121,231	比 較 増 減	千円 △ 447,318	<p>重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して助成する。</p> <p>(1) 補助先 市町村</p> <p>(2) 補助率 政令・中核市 1/3 一般市町村 1/2</p> <p>(3) 対象者</p> <p>ア 身体障害者等級1、2級の者 イ IQ35以下の者 ウ 身体障害者等級3級の者かつIQ50以下の者 エ 精神障害者等級1級の者</p> <p>ただし、65歳以上で重度障害者となった者及び国の特別障害者手当の所得限度額を超える者を除く。</p> <p>(4) 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費のうち保険給付分に係る自己負担分（上記エについては通院に係るもの） 医療費審査支払事務費
30年度当初 予 算 額	千円 4,673,913							
29年度当初 予 算 額	千円 5,121,231							
比 較 増 減	千円 △ 447,318							
31	<p>精神障害者地域生活支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1171 595 1366"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 9,242</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 3,279</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 5,963</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 9,242	29年度当初 予 算 額	千円 3,279	比 較 増 減	千円 5,963	<p>精神障がい者の地域生活を支援する。</p> <p>1 精神障害者保健福祉手帳交付事業費 1,850千円</p> <p>2 精神障害者地域生活支援団体連合会補助金 1,392千円</p> <p>3 精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業費 6,000千円</p> <p>精神障がい者の地域生活を支えるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進するほか、地域の精神障がい者への理解促進を図る。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 9,242							
29年度当初 予 算 額	千円 3,279							
比 較 増 減	千円 5,963							
32	<p>精神障害者措置費</p> <table border="1" data-bbox="220 1541 595 1736"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 7,894</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 5,952</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 1,942</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 7,894	29年度当初 予 算 額	千円 5,952	比 較 増 減	千円 1,942	<p>精神障がい者の通院医療費の公費負担及び精神保健福祉手帳の認定に係る事務経費</p>
30年度当初 予 算 額	千円 7,894							
29年度当初 予 算 額	千円 5,952							
比 較 増 減	千円 1,942							
33	<p>意思決定支援推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 1854 595 2049"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,200</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,200</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,200	29年度当初 予 算 額	千円 1,200	比 較 増 減	千円 0	<p>意思決定支援の普及啓発のため、障害者支援施設において、家族や施設職員を対象に意思決定支援に係る出前講座を実施する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 1,200							
29年度当初 予 算 額	千円 1,200							
比 較 増 減	千円 0							

34	<p>ともに生きる社会推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 226 596 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 19,317</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 31,550</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 12,233</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 19,317	29年度当初 予 算 額	千円 31,550	比 較 増 減	千円 △ 12,233	<p>ともに生きる社会かながわ憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体と連携を図りながら県内各地で開催されるイベント等に参加するなど、年間を通じて普及啓発を行う。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 19,317							
29年度当初 予 算 額	千円 31,550							
比 較 増 減	千円 △ 12,233							
35	<p>津久井やまゆり園再生推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="220 533 596 728"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 79,676</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 79,676</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 79,676	29年度当初 予 算 額	千円 0	比 較 増 減	千円 79,676	<p>津久井やまゆり園利用者の意思決定支援及び意思決定に基づく地域生活移行支援を行う。</p> <p>1 津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費 44,906千円 厚生労働省のガイドラインに基づく全国初の取組みとなる津久井やまゆり園利用者の意思決定支援のため、専門アドバイザーの派遣を行うとともに、意思決定支援に係るマニュアルや支援体制の整備を行う。</p> <p>2 津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助 16,570千円 意思決定支援に基づく津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、利用者と契約している指定一般相談支援事業所の地域移行支援従事者の配置に対して補助する。</p> <p>3 障害者グループホーム設置促進事業費補助 10,000千円 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、利用者を受け入れるグループホームのバリアフリー化等の施設整備に対して補助する。</p> <p>4 障害者グループホームバックアップ推進事業費補助 2,000千円 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、利用者を受け入れるグループホームに運営面でのバックアップを行う社会福祉法人等に対して補助する。</p> <p>5 障害者グループホーム生活支援員加配事業費補助 6,200千円 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、利用者の受け入れに当たり基準を超える手厚い職員配置を行うグループホームに対して補助する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 79,676							
29年度当初 予 算 額	千円 0							
比 較 増 減	千円 79,676							
36	<p>障害児保護措置費</p> <table border="1" data-bbox="220 1480 596 1675"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,136,038</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,080,069</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 55,969</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 1,136,038	29年度当初 予 算 額	千円 1,080,069	比 較 増 減	千円 55,969	<p>障害児施設に入所する障がい児の処遇向上と施設経営の健全化を図るため、入所児の養育及び医療に要する経費を負担する。 また、障がい児の福祉増進を図るため、指定障害児入所施設等に入所する児童に係る医療費等費用の一部を補助する。</p> <p>1 障害児施設等措置費 689,067千円 2 障害児入所給付費 446,598千円 3 障害児医療費審査支払事務費 373千円</p>
30年度当初 予 算 額	千円 1,136,038							
29年度当初 予 算 額	千円 1,080,069							
比 較 増 減	千円 55,969							
37	<p>民間障害福祉施設利用者処遇費</p> <table border="1" data-bbox="220 1809 596 2004"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 192,714</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 182,878</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 9,836</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 192,714	29年度当初 予 算 額	千円 182,878	比 較 増 減	千円 9,836	<p>障がい児の保護養育の委託先に対し、国の制度に上乘せし、民間障害福祉施設入所児童の処遇改善を図る。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 192,714							
29年度当初 予 算 額	千円 182,878							
比 較 増 減	千円 9,836							

38	<p>県立障害福祉施設維持運営費</p> <table border="1" data-bbox="220 226 595 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 985,258</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 1,040,175</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 54,917</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 985,258	29年度当初 予 算 額	千円 1,040,175	比 較 増 減	千円 △ 54,917	<p>県立障害福祉施設に係る入所児者処遇及び維持運営等に係る経費。</p> <table data-bbox="639 324 1433 421"> <tr> <td>1 県立障害福祉施設入所児者処遇費</td> <td>741,138千円</td> </tr> <tr> <td>2 県立障害福祉施設維持運営費</td> <td>144,120千円</td> </tr> <tr> <td>3 秦野精華園民間委譲推進事業費補助</td> <td>100,000千円</td> </tr> </table>	1 県立障害福祉施設入所児者処遇費	741,138千円	2 県立障害福祉施設維持運営費	144,120千円	3 秦野精華園民間委譲推進事業費補助	100,000千円
30年度当初 予 算 額	千円 985,258													
29年度当初 予 算 額	千円 1,040,175													
比 較 増 減	千円 △ 54,917													
1 県立障害福祉施設入所児者処遇費	741,138千円													
2 県立障害福祉施設維持運営費	144,120千円													
3 秦野精華園民間委譲推進事業費補助	100,000千円													
39	<p>県立障害福祉施設備品等整備費</p> <table border="1" data-bbox="220 517 595 712"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 13,234</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 14,506</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 1,272</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 13,234	29年度当初 予 算 額	千円 14,506	比 較 増 減	千円 △ 1,272	<p>県立障害福祉施設に係る車両等の備品整備費。</p> <table data-bbox="639 618 1433 712"> <tr> <td>1 県立障害福祉施設車両借上事業費</td> <td>1,512千円</td> </tr> <tr> <td>2 県立障害福祉施設車両更新費</td> <td>6,677千円</td> </tr> <tr> <td>3 県立障害福祉施設備品更新費</td> <td>5,045千円</td> </tr> </table>	1 県立障害福祉施設車両借上事業費	1,512千円	2 県立障害福祉施設車両更新費	6,677千円	3 県立障害福祉施設備品更新費	5,045千円
30年度当初 予 算 額	千円 13,234													
29年度当初 予 算 額	千円 14,506													
比 較 増 減	千円 △ 1,272													
1 県立障害福祉施設車両借上事業費	1,512千円													
2 県立障害福祉施設車両更新費	6,677千円													
3 県立障害福祉施設備品更新費	5,045千円													
40	<p>秦野精華園改修工事費</p> <table border="1" data-bbox="220 826 595 1021"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 123,000</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 77,000</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 46,000</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 123,000	29年度当初 予 算 額	千円 77,000	比 較 増 減	千円 46,000	<p>秦野精華園の改修工事に係る工事費。</p>						
30年度当初 予 算 額	千円 123,000													
29年度当初 予 算 額	千円 77,000													
比 較 増 減	千円 46,000													
41	<p>総合療育相談センター費</p> <table border="1" data-bbox="220 1135 595 1330"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 133,322</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 133,104</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 218</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 133,322	29年度当初 予 算 額	千円 133,104	比 較 増 減	千円 218	<p>総合療育相談センターの運営経費。</p> <table data-bbox="639 1263 1433 1330"> <tr> <td>1 総合療育相談センター維持運営費</td> <td>96,360千円</td> </tr> <tr> <td>2 総合療育相談センター相談支援事業費</td> <td>36,962千円</td> </tr> </table>	1 総合療育相談センター維持運営費	96,360千円	2 総合療育相談センター相談支援事業費	36,962千円		
30年度当初 予 算 額	千円 133,322													
29年度当初 予 算 額	千円 133,104													
比 較 増 減	千円 218													
1 総合療育相談センター維持運営費	96,360千円													
2 総合療育相談センター相談支援事業費	36,962千円													
42	<p>津久井やまゆり園除却費</p> <table border="1" data-bbox="220 1444 595 1639"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 724,000</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 724,000</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 724,000	29年度当初 予 算 額	千円 0	比 較 増 減	千円 724,000	<p>津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）（相模原市緑区千木良）の建替工事を実施するため、居住棟、渡り廊下及び作業棟を除却する。</p>						
30年度当初 予 算 額	千円 724,000													
29年度当初 予 算 額	千円 0													
比 較 増 減	千円 724,000													
43	<p>津久井やまゆり園除却準備費</p> <table border="1" data-bbox="220 1740 595 1935"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 5,000</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 △ 5,000</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 0	29年度当初 予 算 額	千円 5,000	比 較 増 減	千円 △ 5,000	<p>（事業終了）</p>						
30年度当初 予 算 額	千円 0													
29年度当初 予 算 額	千円 5,000													
比 較 増 減	千円 △ 5,000													

44	<p>津久井やまゆり園千木良園舎 (仮称)新築工事設計費</p> <table border="1" data-bbox="220 230 596 421"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 54,000</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 54,000</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 54,000	29年度当初 予 算 額	千円 0	比 較 増 減	千円 54,000	<p>津久井やまゆり園千木良園舎(仮称)の建替工事及び改修工事を実施するため、基本設計等を行う。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 54,000							
29年度当初 予 算 額	千円 0							
比 較 増 減	千円 54,000							
45	<p>津久井やまゆり園新築工事推進費</p> <table border="1" data-bbox="220 533 596 723"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 59,704</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 15,952</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 43,752</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 59,704	29年度当初 予 算 額	千円 15,952	比 較 増 減	千円 43,752	<p>津久井やまゆり園千木良園舎(仮称)及び芹が谷園舎(仮称)(横浜市港南区芹が谷)の建替工事を実施するため、必要となる各種調査を行う。</p> <p>1 津久井やまゆり園新築工事推進費 29,253千円</p> <p>2 津久井やまゆり園芹が谷園舎(仮称)新築工事関係業務費 30,451千円</p> <p>津久井やまゆり園芹が谷園舎(仮称)の建替工事を実施するため、民間活力の活用の観点から、アドバイザー業務委託等を行う。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 59,704							
29年度当初 予 算 額	千円 15,952							
比 較 増 減	千円 43,752							
46	<p>障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金</p> <table border="1" data-bbox="220 907 596 1097"> <tr> <td>30年度当初 予 算 額</td> <td>千円 10,447</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予 算 額</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>千円 10,447</td> </tr> </table>	30年度当初 予 算 額	千円 10,447	29年度当初 予 算 額	千円 0	比 較 増 減	千円 10,447	<p>障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金により取得された障害福祉施設等の財産処分に伴う納付金を国庫に納付する。</p>
30年度当初 予 算 額	千円 10,447							
29年度当初 予 算 額	千円 0							
比 較 増 減	千円 10,447							

平成30年度

当初予算の概要

がん・疾病対策課精神保健医療グループ

平成30年度当初予算の概要 (がん・疾病対策課精神保健医療グループ)

1 平成30年度当初予算・平成29年度当初予算 比較表

(単位:千円)

	平30年度 当初予算額 A	平成29年度 当初予算 B	比較増減額 A - B	増減率 A / B	平成30年度当初予算 財源内訳		
					国庫支出金	その他	一般財源
保健福祉局	373,566,559	394,673,575	△ 21,107,016	94.7%	20,050,806	16,255,417	337,260,336
がん・疾病対策課 精神保健医療G	921,679	840,645	81,034	109.64%	319,392	42,349	559,938

2 事業別予算額

○ 6款 衛生費

(単位:千円)

項	目	事業	細事業	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	差額	
公衆衛生費	精神保健福祉費	精神障害者地域生活支援事業費	1 精神障害者地域生活支援事業費	760	977	△217	
			2 【新】措置入院者退院後支援事業費	4,409		4,409	
			3 精神保健福祉普及相談事業費	7,063	7,022	41	
		精神保健福祉審議会等運営費	4 精神保健福祉審議会運営費	9,056	8,060	996	
			4 精神科病院実地審査事務費	923	923	-	
		精神障害者措置費	5 精神障害者措置費	197,761	148,908	48,853	
		精神障害者医療保護入院等医療援護費	6 精神障害者医療保護入院等医療援護費	114,295	113,587	708	
		こころの健康づくり推進事業費	7 こころといのちのサポート事業費	4,701	4,645	56	
			8 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業費	3,441	2,684	757	
			9 依存症対策総合支援事業費	9,306	3,078	6,228	
			10 てんかん地域診療連携体制整備事業費	2,800	2,800	-	
			11 こころといのちを守る対策推進事業費	32,463		32,463	
				こころといのちを守る対面型相談支援事業費		1,645	△1,645
				こころといのちを守る人材養成事業費		1,515	△1,515
				こころといのちを守る普及啓発事業費		936	△936
				こころといのちを守る支援強化事業費		27,055	△27,055
			12 こころ・つなげよう電話相談事業費	12,866	12,235	631	
		13 地域自殺対策強化交付金事業費補助(市町村)	83,141	59,558	23,583		
精神科救急医療対策事業費	14 精神科救急医療診察移送事業費	177,214	168,929	8,285			
	14 精神科救急医療機関運営事業費	192,602	191,578	1,024			
	14 精神科救急医療相談窓口運営費	37,411	36,993	418			
	15 精神科医療従事者等確保事業費(医療介護基金)	-	14,054	△14,054			
精神科医療推進費	16 精神科看護職員研修事業費(医療介護基金)	700	700	-			
	— 精神保健福祉センター運営費	25,583	27,017	△1,434			
かながわ自殺対策推進センター事業費	17 相談指導等事業費	1,707	2,248	△541			
	18 かながわ自殺対策推進センター事業費	3,477	3,498	△21			
合 計				921,679	840,645	81,034	

がん・疾病対策課精神保健医療グループ

No.	事業名	事業内容						
1	<p>精神障害者地域生活支援事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 760</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 977</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △217</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 760	29年度当初 予算額	千円 977	比較増減	千円 △217	<p>精神障害者の社会復帰、社会参加を促進するため、関係機関との連携強化及び専門相談を実施するための人材育成、普及啓発等を行う。</p>
30年度当初 予算額	千円 760							
29年度当初 予算額	千円 977							
比較増減	千円 △217							
2	<p>【新】措置入院者退院後支援事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 4,409</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 -</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 4,409</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 4,409	29年度当初 予算額	千円 -	比較増減	千円 4,409	<p>精神症状により、自傷他害の恐れがあるとされ、措置入院した者が、退院後に地域において、自分らしい生活を送ることができるよう、病院や関係機関と連携し、患者の症状に応じて切れ目ない支援を行う。</p>
30年度当初 予算額	千円 4,409							
29年度当初 予算額	千円 -							
比較増減	千円 4,409							
3	<p>精神保健福祉普及相談事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 7,063</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 7,022</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 41</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 7,063	29年度当初 予算額	千円 7,022	比較増減	千円 41	<p>精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所・センターにおいて、地域住民のこころの健康に関する相談指導等を行う。</p> <p>(1) 精神障害者を対象とした専門医による相談、訪問指導 (2) 精神障害についての正しい知識の普及啓発</p>
30年度当初 予算額	千円 7,063							
29年度当初 予算額	千円 7,022							
比較増減	千円 41							

No.	事業名	事業内容						
4	精神保健福祉審議会等運営費 <table border="1" data-bbox="255 347 630 638" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 9,979</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 8,983</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 996</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 9,979	29年度当初 予算額	千円 8,983	比較増減	千円 996	<p>適正な精神科医療及び患者の人権の確保を図るため、精神保健福祉行政に関する審議及び入院患者の入院の必要性や処遇の状況等の審査を行う。また、患者の人権保護を図るため、入院継続の要否等について実地審査を行う。</p> <p>1 精神保健福祉審議会運営費 9,056 千円 (1) 神奈川県精神保健福祉審議会 ア 委員数 15人 (学識経験者、精神医療関係者、社会復帰事業関係者) イ 開催回数 年2回 (2) 神奈川県精神医療審査会 ア 委員数 25人 (予備委員5名を含む。精神保健指定医、法律家、学識経験者) イ 開催回数 月4回、年1回(合同)</p> <p>2 精神科病院実地審査事務費 923 千円</p>
30年度当初 予算額	千円 9,979							
29年度当初 予算額	千円 8,983							
比較増減	千円 996							
5	精神障害者措置費 <table border="1" data-bbox="255 1160 630 1451" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 197,761</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 148,908</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 48,853</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 197,761	29年度当初 予算額	千円 148,908	比較増減	千円 48,853	<p>措置入院患者の適正な医療の確保を図るため、精神障害者の措置入院に伴う医療費を公費負担する。</p> <p>1 精神障害措置患者医療費 197,680 千円 2 精神障害措置入院患者医療費審査支払事務費 81 千円</p>
30年度当初 予算額	千円 197,761							
29年度当初 予算額	千円 148,908							
比較増減	千円 48,853							
6	精神障害者医療保護入院等医療援護費 <table border="1" data-bbox="255 1686 630 1977" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 114,295</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 113,587</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 708</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 114,295	29年度当初 予算額	千円 113,587	比較増減	千円 708	<p>患者及び家族の負担の軽減及び適正医療の確保を図るため、精神疾患で入院している県内在住の医療保護又は任意入院者に対して、その医療費の一部を支給する。</p> <p>(1) 対象者 患者本人及び患者と同一の世帯に属する世帯員全員の前年分の所得税の合計が87,000円以下の者</p> <p>(2) 支給額 1人 1ヵ月 10,000円</p>
30年度当初 予算額	千円 114,295							
29年度当初 予算額	千円 113,587							
比較増減	千円 708							

No.	事業名	事業内容						
7	<p>こころといのちのサポート事業費</p> <table border="1" data-bbox="256 394 635 685"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 4,701</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 4,645</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 56</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 4,701	29年度当初 予算額	千円 4,645	比較増減	千円 56	<p>総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図る。</p> <p>1 こころの健康づくり推進事業費 3,337千円 「かながわ自殺対策会議」を設置し、各分野の関係機関・団体の情報交換を行い、連携を深める。また、心の健康に関する電話相談及びピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）を行う。</p> <p>2 こころといのちの地域医療支援事業費（自殺対策） 1,324千円 精神疾患の早期発見、早期対応による自殺予防を図るため、かかりつけの医師等に対する研修会を行う。</p>
30年度当初 予算額	千円 4,701							
29年度当初 予算額	千円 4,645							
比較増減	千円 56							
8	<p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備事業費</p> <table border="1" data-bbox="256 1113 635 1404"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 3,441</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 2,684</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 757</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 3,441	29年度当初 予算額	千円 2,684	比較増減	千円 757	<p>大規模災害時に専門的な心のケアを円滑に行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を行うとともに、技術の向上を図るための研修を行う。</p>
30年度当初 予算額	千円 3,441							
29年度当初 予算額	千円 2,684							
比較増減	千円 757							
9	<p>依存症対策総合支援事業費</p> <table border="1" data-bbox="256 1592 635 1883"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 9,306</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 3,078</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 6,228</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 9,306	29年度当初 予算額	千円 3,078	比較増減	千円 6,228	<p>依存症治療や回復支援及び相談体制の強化、普及啓発、医療体制の構築を目的として、依存症対策を推進するための協議会や依存症に関する研修会や講演会、電話相談等を実施する。</p>
30年度当初 予算額	千円 9,306							
29年度当初 予算額	千円 3,078							
比較増減	千円 6,228							

No.	事業名	事業内容						
10	てんかん地域診療連携体制整備事業費 <table border="1" data-bbox="255 392 630 683"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 2,800</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 2,800</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 2,800	29年度当初 予算額	千円 2,800	比較増減	千円 -	てんかんの治療及び回復支援の強化を図るため、てんかん治療を行っている県内の医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、てんかんに関する専門的な相談支援、普及啓発活動、関係機関への助言指導及び連絡調整を行う。
30年度当初 予算額	千円 2,800							
29年度当初 予算額	千円 2,800							
比較増減	千円 -							
11	こころといのちを守る対策事業費 <table border="1" data-bbox="255 918 630 1209"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 32,463</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 32,151</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 1,312</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 32,463	29年度当初 予算額	千円 32,151	比較増減	千円 1,312	自殺対策基本法に基づく自殺対策の強化を図るため、総合的な自殺対策の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年層対策等を総合的に実施する。 ○ 司法書士、精神保健福祉士などの多職種が連携してワンストップ相談を行う包括支援相談会の開催や、若年層労働問題対策事業等を行う。 ○ 自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人などへの支援を行うため、行政職員、教職員、県民等へ研修を行う。 ○ 県民が自殺対策の必要性を理解し、自ら自殺予防に取り組めるよう普及啓発を行う。 ○ 自殺未遂者支援及び若年層の自殺対策に係る、ストレスチェックホームページ等運営事業等を重点的に行う。
30年度当初 予算額	千円 32,463							
29年度当初 予算額	千円 32,151							
比較増減	千円 1,312							
12	こころ・つなげよう電話相談事業費 <table border="1" data-bbox="255 1691 630 1982"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 12,866</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 12,235</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 631</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 12,866	29年度当初 予算額	千円 12,235	比較増減	千円 631	こころの病気かどうかの不安や、生活・仕事に関する悩み等の相談を受けるため、精神保健福祉センターでフリーダイヤルによる電話相談を実施する。
30年度当初 予算額	千円 12,866							
29年度当初 予算額	千円 12,235							
比較増減	千円 631							

No.	事業名	事業内容						
13	地域自殺対策強化交付金事業費補助（市町村） <table border="1" data-bbox="256 344 635 636"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 83,141</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 59,558</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 23,583</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 83,141	29年度当初 予算額	千円 59,558	比較増減	千円 23,583	自殺未遂者支援、若年者対策など、地域の実情に応じて市町村が実施する事業に対して補助する。
30年度当初 予算額	千円 83,141							
29年度当初 予算額	千円 59,558							
比較増減	千円 23,583							
14	精神科救急医療対策事業費 <table border="1" data-bbox="256 824 635 1115"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 407,227</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 397,500</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 9,727</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 407,227	29年度当初 予算額	千円 397,500	比較増減	千円 9,727	精神科救急医療体制を整備し、診察が必要な者に対する医療や保護を迅速かつ的確に実施するため、措置患者等を移送するシステムを構築するとともに、休日や夜間の精神科救急患者を受け入れる体制の整備等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 精神科救急医療診察等事業費 177,214 千円 措置患者等を移送するシステムの円滑な運用を図る。 2 精神科救急輪番病院確保事業費 192,602 千円 休日や平日夜間の診療時間外に精神科救急患者を受け入れる体制を整備するとともに、医療機関の輪番による受入体制を確保する。 3 精神科救急医療相談窓口運営費 37,411 千円 警察官通報窓口及び精神科救急医療情報窓口を運営する。
30年度当初 予算額	千円 407,227							
29年度当初 予算額	千円 397,500							
比較増減	千円 9,727							
15	精神科医療従事者等確保事業費（医療介護基金） <table border="1" data-bbox="256 1688 635 1980"> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 —</td> </tr> <tr> <td>29年度当初 予算額</td> <td>千円 14,054</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △14,054</td> </tr> </table>	30年度当初 予算額	千円 —	29年度当初 予算額	千円 14,054	比較増減	千円 △14,054	精神疾患を伴う救急患者の治療のため、県西部地域の治療拠点である医療機関（救命救急センター）が実施する研修事業に対して補助する。
30年度当初 予算額	千円 —							
29年度当初 予算額	千円 14,054							
比較増減	千円 △14,054							

No.	事業名	事業内容	
16	精神科看護職員研修事業費 (医療介護基金)	良質な看護サービスを提供するため、精神科看護に従事する看護職員を対象とした認知行動療法等の研修費用に対して補助する。	
	30年度当初 予算額		千円 700
	29年度当初 予算額		千円 700
	比較増減		千円 -
17	相談指導等事業費	精神保健福祉センターの機能の充実を図るため、相談事業、保健福祉事務所に対する技術援助、調査研究、酒害予防対策事業等を行う。 1 精神保健福祉センター診療等事業費 967千円 相談業務の充実を図るため診療を行う。 2 相談指導・酒害予防・調査研究事業費 740千円 保健福祉事務所の相談指導体制の充実を図るとともに、酒害予防等に関する研修等を実施する。	
	30年度当初 予算額		千円 1,707
	29年度当初 予算額		千円 2,248
	比較増減		千円 △541
18	かながわ自殺対策推進センター事業費	精神保健福祉センター内に設置された「かながわ自殺対策推進センター」において、市町村や民間団体などに対して、地域の実情に応じた自殺対策情報を提供する。	
	30年度当初 予算額		千円 3,477
	29年度当初 予算額		千円 3,498
	比較増減		千円 △21

平成29年度 障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (社会福祉法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童系		平成29年度 計			
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計	
運営管理等	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	13		3	3	1		3				8	5	28	8	36
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。		1	5	3	3	2		1			9	2	17	9	26
	3 職員の配置等に不備があった。			7		1						8		16	0	16
	4 受給者証に必要事項を記載していなかった。													0	0	0
	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。	1		1	1		1		1			1		3	3	6
	6 防災対策が不十分であった。			1	5	1	1					1	1	3	7	10
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。													0	0	0
	8 従業者の健康管理がされていなかった。													0	0	0
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。													0	0	0
	10 その他				2										2	0
小 計	14	1	19	12	6	4	3	2	0	0	27	8	69	27	96	
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			1	1	2	1					3		3	5	8
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。					2						1		2	1	3
	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。										1			1	0	1
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。		2	2	1		1	1	1		1			4	5	9
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。				1		8					2		0	11	11
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。													0	0	0
	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。							2						2	0	2
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			3										3	0	3
	9 その他													0	0	0
小 計	0	2	6	3	4	10	3	1	0	0	2	6	15	22	37	
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。			4										4	0	4
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。										2			0	0	0
	3 加算の請求に誤りがあった。													0	0	0
	4 会計の区分分けがされていなかった。													0	0	0
	5 その他													0	0	0
小 計	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	4	
合 計	14	3	29	15	10	14	6	3	0	0	31	14	88	49	137	
総 合 計	39	14	66	29	22	21	10	3	0	0	80	27	215	94	309	

平成29年度 実地指導等実施事業数一覧

	訪問系	通所系	居住系	短期入所	相談支援	児童系	合計
実地指導等対象数 (平成29年4月1日現在)	858	478	214	84	274	496	2,404
実地指導等実施数 (社会福祉法人)	17	47	29	21	0	42	156
実地指導等実施数 (その他の法人)	14	14	6	3	0	35	72

平成29年度 障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (その他の法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童系		平成29年度 計			
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計	
運営管理等	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	9	4	9		2		1				5	1	26	5	31
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。	13	2	8		2						9		32	2	34
	3 職員の配置等に不備があった。			3			1					8		11	1	12
	4 受給者証に必要事項を記載していなかった。					1								1	0	1
	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。		3	1	1	1						1	5	3	9	12
	6 防災対策が不十分であった。			6	2	3		1				4	2	14	4	18
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。				2									0	2	2
	8 従業員の健康管理がされていなかった。													0	0	0
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。													0	0	0
	10 その他	3										4		7	0	7
小 計	25	9	27	5	9	1	2	0	0	0	31	8	94	23	117	
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			2	8	1	2				1	5	4	15	19	
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。												0	0	0	
	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。												0	0	0	
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。		2	4	1	2	2	1			4		11	5	16	
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。						2						0	2	2	
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。							1			4		5	0	5	
	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。												0	0	0	
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			1									1	0	1	
	9 その他												0	0	0	
小 計	0	2	7	9	3	6	2	0	0	0	9	5	21	22	43	
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。			1									1	0	1	
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。										3		3	0	3	
	3 加算の請求に誤りがあった。			2							6		8	0	8	
	4 会計の区分分けがされていなかった。												0	0	0	
	5 その他												0	0	0	
小 計	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9	0	12	0	12	
合 計	25	11	37	14	12	7	4	0	0	0	49	13	127	45	172	

平成29年度 障害者総合支援法等に基づく実地指導等結果(文書指導事項の具体例)

区分	指導事項 【具体例】
運営管理	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。 【具体例】 ・運営規程の内容（営業時間、サービス提供時間等）が、実態と異なっていた。 ・重要事項説明書の内容（定員、利用者から徴収する金額等）が、実態と異なっていた。
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。 【具体例】 ・管理者、サービス管理責任者が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・事業所レイアウトが変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・運営規程の内容（営業時間等）が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。
	3 職員の配置等に不備があった。 【具体例】 ・常勤の従業員の員数が、配置基準を満たしていなかった。 ・サービス管理責任者の員数が、配置基準を満たしていなかった。 ・サービス管理責任者として兼務できる範囲を超えて兼務していた。
	4 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。 【具体例】 ・自己負担額のない利用者に対し、通知を行っていなかった。
	5 防災対策が不十分であった。 【具体例】 ・避難訓練を一度も実施していなかった。
	6 その他 【具体例】 ・多機能型事業所において、設備・備品及び人員配置について複数の事業が混在した一体的な運営をしていた。 ・業務管理体制に係る法令遵守責任者の選任や届出を行っていなかった。
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。 【具体例】 ・個別支援計画が作成されていなかった。 ・モニタリングの記録が作成されていなかった。
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。 【具体例】 ・サービス提供の記録について、利用者や保護者から確認を得ていなかった。
	3 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。 【具体例】 ・利用者からの徴収金に対し領収証を交付していなかった。
	4 その他 【具体例】 ・利用児童の健康診断結果を把握していなかった。
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・個別支援計画が作成されていない期間について、介護給付費を減算していなかった。
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・定員の100分の150を超えてサービスの提供を行っている日について、障害児通所給付費を減算していなかった。
	3 加算の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・夜間支援等体制加算について、算定要件を満たさないにも関わらず算定していた。 ・指導員加配加算の算定要件を満たしていないにも関わらず算定していた。 ・特定事業所加算について、要件を満たさないにも関わらず算定していた。 ・夜勤職員配置体制加算について、要件を満たさないにも関わらず算定していた。

事故報告について

1 事故報告とは

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、県条例等により、指定事業者は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況、事故に際して採った処置について記録することが義務づけられています。

県では「事故報告取扱い要領」に従い、速やかに電話による第一報と事故報告書の郵送による提出することとされています。

※「指定事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法による指定を受けている事業所の運営主体（法人等）です。

2 平成29年度の事故報告書集計

	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	7	28	1	0	2	8	0	35	81
5月	6	21	0	0	0	5	0	37	69
6月	2	23	0	0	0	12	0	59	96
7月	6	20	1	0	1	8	0	35	71
8月	9	28	0	0	0	9	0	32	78
9月	7	22	0	0	1	9	1	46	86
10月	9	28	1	0	3	5	0	35	81
11月	6	35	1	0	2	8	1	29	82
12月	12	29	2	0	0	6	0	53	102
1月	8	23	1	0	2	7	0	40	81
2月	5	22	2	0	11	8	0	38	86
3月	6	20	1	0	4	8	0	34	73
合計	83	299	10	0	26	93	2	473	986

＜「その他」の主な内容＞

・裂傷・打撲（その他の中の約半数）、虐待、異食、自傷、他利用者への暴力等

＜各年度の比較＞

件数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	254	372	511	540	578	749	716	792	903	986

2 「事故報告取扱い要領」および事故報告書（参考様式）の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?NOWPG=2&category=66&topid=15

○「書式ライブラリ」→「6. お知らせ（県内共通）」→「1 お知らせ」（2016/07/01）

3 第一報および事故報告書の連絡先

○ 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課 事業支援グループ

（第一報）電話；045(210)4736

（事故報告書）〒231-8588（郵便番号があれば住所は省略できます）

横浜市中区日本大通1

※指定障害児入所施設は、児童相談所にも提出が必要です。

○ 事業所所在地の市町村および支給決定市区町村

平成30年4月17日 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

1 業務管理体制の整備と届出

(1) 業務管理体制の整備とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく事業所等を運営する事業者は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制を整備すること（業務管理体制の整備）が義務付けられ、行政機関（国、県、市町村のいずれか）に届出することとされています。

(2) 業務管理体制の具体的な事項

① 「法令遵守責任者」の配置（全事業者）

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者を選任し配置すること。

② 「法令遵守規程」の整備（事業所数が 20 以上の事業者）

法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」を整備すること。

③ 「業務執行の状況の監査」の実施（事業所数が 100 以上の事業者）

「業務執行の状況の監査」を定期的実施すること。

(3) 届出が義務付けられる事業者の種類

業務管理体制の届出は法律の条文ごとに行います。同一法人であっても、該当する区分が複数にわたる場合は、該当する区分ごとに届出が必要となりますので、注意してください。

義務づけられる事業者は、次の区分によります。

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

ウ 指定障害児通所支援事業者

エ 指定障害児入所施設等の設置者

オ 指定障害児相談支援事業者

2 届出先

運営している事業所の所在地により、届出先の行政機関（国、県、市町村）が異なります。

なお、平成 27 年 4 月 1 日の事務移譲により、県から政令市（横浜市、川崎市、相模原市）、児童相談所設置市（横須賀市）に届出先が変更となる事業者がありますので、注意してください。

3 届出の種類

○届出（新規の届出）

すべての事業者は届出をすることとなっています。

届出をしていない事業者は、速やかに届出をしてください。

○変更届

届出をした事業者は、変更事項があったときに、変更届を提出してください。

○区分変更届

届出先の行政機関が変更となる時等に提出してください。

なお、提出は変更前の届出先と変更後の届出先の双方に行ってください。

※ 一度届出を行った事業者は、届出書の更新の必要はありません。変更事項があったときに、変更届を提出してください。

変更届の提出が必要な変更事項は、次のとおりです。

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話・FAX 番号
- ウ 代表者氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 「事業者」と「事業所」を混同しないように注意してください。

「事業者」とは、指定を受けている事業所を運営する運営主体で、例えば社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等です。

4 届出様式等の掲載場所

詳細は神奈川県ホームページを確認してください。

また、届出様式、記入要領等もあわせて掲載しています。ダウンロードして使用してください。

《神奈川県ホームページでの掲載場所》

- 神奈川県ホームページ > 産業・働く > 業種別情報 > 介護・福祉サービス業 > 業務管理体制の整備に関する届出

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470197/>

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

1 改正条例

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (6) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 改正の概要

- (1) 障害福祉サービス関係
 - ア 指定就労定着支援、指定自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
 - イ 共生型障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練）の事業の指定に係る特例を定めることとした。
 - ウ 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業者は、当該事業者が行う支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、職業生活における相談等の支援を当該障害者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならないこととした。
 - エ 指定自立訓練（機能訓練）及び指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者の障害の種別にかかわらず行わなければならないこととした。
 - オ 指定就労移行支援の事業を行う事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を行わなければならないこととした。
 - カ 指定共同生活援助事業所において利用者が居宅介護又は重度訪問介護を利用する場合の特例措置を平成33年3月31日まで3年間延長するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を特例措置の対象とすることとした。
 - キ その他必要な改正を行うこととした。
- (2) 障害児通所支援関係
 - ア 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の事業を行う事業所に置くべき従業者について、指導員を児童指導員又は障害福祉サービス経験者に変更するとともに、児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないこととした。
 - イ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービスの事業又は指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所に置くべき従業者について、保健師、助産師及び准看護師を看護師とともに新たに看護

職員として位置付けることとした。

ウ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所の機能訓練担当職員について、機能訓練を行わない時間帯については置かないことができることとした。

エ 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の事業を行う事業者は、その提供するサービスの状況等について、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けてその改善を図らなければならないこととするとともに、その評価及び改善の内容について、おおむね1年に1回以上公表しなければならないこととした。

オ 指定児童発達支援事業者は、事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととした。

カ 指定生活介護事業者、指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型児童発達支援又は共生型放課後等デイサービスの事業に係る基本方針並びに人員、運営等に関する基準を定めることとした。

キ 指定居宅訪問型児童発達支援の事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

ク その他必要な改正を行った。

(3) 障害者支援施設・障害児入所施設関係

ア 指定障害児入所施設の基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の基準を満たすこととする特例を3年間延長することとした。

イ その他必要な改正を行った。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項 イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 法人等の代表者の氏名及び職名 ハ 法人等の設立年月日 ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) 法人等の代表者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名 法人等の設立年月日 法人等が都道府県内で実施するサービス ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 事業所番号 ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名 ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日) ホ 事業所等までの主な利用交通手段 ヘ 事業所等の財務状況 ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) 従たる事業所の有無 所在地 指定事業所番号 事業所等の管理者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 事業所等までの主な利用交通手段 事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等	職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等	従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
ニ 従業者の健康診断の実施状況	従業者の健康診断の実施状況
ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況	従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 事業所等の運営に関する方針	事業所等の運営に関する方針
ロ 当該報告に係るサービスの内容等	サービスを提供している日時
	・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間
	事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域
	サービスの内容等
	・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・利用実人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制
	サービスを提供する事業所、設備等の状況
	・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者的人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	
<p>別表第二</p>	<p>運用情報</p>
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況 	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p> <p>第三 都道府県知事が必要と認めた事項</p>	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 16 日

各 都道府県 障害福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的運用について

平素より、障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より介護保険適用除外施設における住所地特例を見直すこととされていることから、当省老健局介護保険計画課より各都道府県の介護保険担当部局あて、平成 30 年 2 月 2 日付けでその具体的な運用に係る事務連絡（別添）を発出しているところです。

今回の見直しにより、別添の記の第 3 の 1 のとおり、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で連絡をとる等の運用をしていただくこととなりますので、御了知の上、指定障害者支援施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区含む）へ併せて周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
平成30年2月2日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的運用について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年4月1日より予定されている介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについては、その概要について全国介護保険担当課長会議（平成29年7月3日）にてお示ししたところではありますが、具体的な運用については、下記のとおりとしますので、ご了知の上、管内保険者への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県の障害福祉担当部局及び生活保護担当部局に対し、社会・援護局の担当課より、同趣旨の連絡をすることとしていることを申し添えます。

記

第1 見直しの趣旨

現行の介護保険制度では、他市町村から介護保険の適用除外施設に入所した者（以下「適用除外者」という。）がその後退所して、介護保険施設等の住所地特例対象施設に移った場合、適用除外施設が所在する市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村等ではなく、適用除外施設の所在市町村がその費用を負担することとされている。

今般の見直しは、適用除外施設から退所して、住所地特例対象施設に入所した者について、適用除外施設の所在する市町村の介護給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すものである。

第2 対象施設及び見直し後の保険者

見直しの対象となる適用除外施設（以下「特定適用除外施設」という。）は以

下のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。以下「指定障害者支援施設」という。）
- ② 障害者支援施設（生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。以下「障害者支援施設」という。）
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）
- ④ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）

上記①から③までの施設については、これらの施設に入所する際に支給決定や措置を行った市町村を保険者とし、④の施設については以下のとおり保険者を定めることとする。

	保護の実施機関等			救護施設の所在地 ※見直し前の住所地特例による保険者	介護保険施設等の所在地	見直し後の住所地特例による保険者
	被保護者（※）の救護施設入所前の居住地	保護の実施機関	保護の費用の負担者			
ケース①	A 県 a 市	A 県 a 市	A 県 a 市	B 県 b 市	C 県 c 市	A 県 a 市 (実施者)
ケース②	A 県 d 村	A 県	A 県	B 県 b 市	C 県 c 市	A 県 d 村 (居住地)
ケース③	不明 or 無し	A 県 a 市	A 県	B 県 b 市	C 県 c 市	A 県 a 市 (実施者)

ケース①：救護施設入所前の居住地が市、特別区又は福祉事務所設置町村である場合

ケース②：救護施設入所前の居住地が福祉事務所を設置していない町村である場合

ケース③：救護施設入所前の要保護者の居住地が不明又は明らかでなく、A 県 a 市で保護された場合

※ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 10-2-(6)において被保護者とみなされた者を含む。

第3 具体的な運用方法

1 特定適用除外施設が指定障害者支援施設、障害者支援施設又はのぞみの園の場合

① 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たって、特定適用除外施設又は適用除外者本人から、障害福祉サービスに係る支給決定等を行っている市町村の障害福祉担当部局に連絡をする。

② 連絡を受けた障害福祉担当部局は、当該市町村の介護担当部局に当該適用除外者に係る介護保険被保険者資格に関する確認を依頼する。

介護担当部局は、確認が取れたときは、特定適用除外施設又は適用除外者本人に対し、当該市町村が当該適用除外者の介護保険の保険者（以下「保険者市町村」という。）となる旨を伝える。あわせて、速やかに特定適用除外施設の所在する市町村（以下「前市町村」という。）の介護担当部局に連絡する。

※ 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たっては、要介護認定の申請が保険者市町村に対し行われず、前市町村に対し行われる場合がある。この場合、前市町村は、当該適用除外者の障害福祉サービスに係る支給決定等を行っている市町村が記載されている障害福祉サービス受給者証等を確認し、特定適用除外施設又は適用除外者本人に対し、当該市町村が保険者市町村となる旨を伝える。あわせて、速やかに保険者市町村の介護担当部局に連絡することにより、当該適用除外者の要介護認定の申請手続きが円滑に行えるよう支援すること。

③ 当該適用除外者は保険者市町村に要介護認定の申請を行う。当該適用除外者の住所地特例対象施設への入所等の後、保険者市町村は要介護認定を行うとともに、被保険者証を交付する。

※ 適用除外者が遠隔の地に居所を有するときは、要介護認定に係る調査を前市町村に囑託することができる。

※ 適用除外施設退所日の3ヶ月前以内に、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能とされている。（平成11年9月17日「全国介護保険担当課長会議」資料参照）

※ 特定適用除外施設には長期入所をしている利用者もいるため、保険者市町村における介護保険システム内に情報がない対象者の存在が考えられる。このため住民票を管理す

る担当部局や障害福祉担当部局と連携し、情報の共有に努められたい。

- ④ 前市町村の介護担当部局は、保険者市町村からの情報、施設からの情報、住基情報の活用等により、適用除外者の特定適用除外施設からの退所を確認し、適用除外対象者名簿から当該適用除外者を削除する。
- ⑤ 住所地特例対象施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）は、前市町村への連絡や住所地特例対象施設からの入所連絡等により保険者市町村についての情報を得る。
- ⑥ 施設所在市町村は、他市町村住所地特例者名簿に記載するとともに、保険者市町村に対し、他市町村住所地特例者連絡票を送付する。
- ⑦ 保険者市町村は、住所地特例である旨を被保険者台帳に記載し、管理する。

2 特定適用除外施設が救護施設の場合

- ① 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たって、特定適用除外施設又は適用除外者本人から、当該適用除外者の保護の実施機関に連絡をする。
- ② 連絡を受けた当該適用除外者の保護の実施機関である市町村の生活保護担当部局は、当該市町村の介護担当部局に当該適用除外者に係る介護保険被保険者資格に関する確認を依頼する。

介護担当部局は、確認が取れたときは、当該市町村が保険者市町村であることを当該適用除外者に伝える。あわせて、速やかに前市町村の介護担当部局に連絡する。

※ 保護の実施機関が都道府県である場合、当該都道府県の生活保護担当部局は、当該適用除外者が特定適用除外施設に入所する前に居住地を有していた市町村が保険者市町村であることを当該適用除外者に伝える。あわせて、速やかに保険者市町村及び前市町村の介護担当部局に連絡する。

※ 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たっては、要介護認定の申請が保険者市町村に対し行われず、前市町村に対し行われる場合がある。この場合、前市町村は、当該適用除外者の保護の実施機関である市町村又は都道府県の生活保護担当部局に保険者市町村について照会すること等により、特定適用除外施設又は適用除外者

本人に対し、保険者市町村についての情報を伝える。あわせて、速やかに保険者市町村の介護担当部局に連絡することにより、当該適用除外者の要介護認定の申請手続が円滑に行えるよう支援すること。

- ③ 当該適用除外者は保険者市町村に要介護認定の申請を行う。当該適用除外者の住所地特例対象施設への入所等の後、保険者市町村は要介護認定を行うとともに、被保険者証を交付する。

※ 適用除外者が遠隔の地に居所を有するときは、要介護認定に係る調査を前市町村に囑託することができる。

※ 適用除外施設退所日の3ヶ月前以内に、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能とされている。（平成11年9月17日「全国介護保険担当課長会議」資料参照）

※ 特定適用除外施設には長期入所をしている利用者もいるため、保険者市町村における介護保険システム内に情報がない対象者の存在が考えられる。このため住民票を管理する担当部局や生活保護担当部局と連携し、情報の共有に努められたい。

- ④ 前市町村の介護担当部局は、保険者市町村からの情報、施設からの情報、住基情報の活用等により、適用除外者の特定適用除外施設からの退所を確認し、適用除外対象者名簿から当該適用除外者を削除する。

- ⑤ 施設所在市町村は、前市町村への連絡や介護保険施設等からの入所連絡等により保険者市町村についての情報を得る。

- ⑥ 施設所在市町村は、他市町村住所地特例者名簿に記載するとともに、保険者市町村に対し、他市町村住所地特例者連絡票を送付する。

- ⑦ 保険者市町村は、住所地特例である旨を被保険者台帳に記載し、管理する。

第4 留意事項

- この見直しは、平成30年4月1日以降に特定適用除外施設から介護保険施設等に入所等を行った者から適用されるものであり、平成30年3月31日以前に特定適用除外施設から住所地特例対象施設に入所等をし、平成30年4月1日以降も引き続き当該住所地特例対象施設に入所等をしている者について保険者が変更されることはない。

- またこの見直しは、特定適用除外施設から同一市町村内の住所地特例対象施設に入所した場合も対象となる。この場合も、第3の具体的な運用を参考にすること。
- 介護保険の住所地特例対象施設には、有料老人ホーム等入所に当たって要介護認定を必要としないものもある。この場合も、特定適用除外施設又は適用除外者本人から連絡のあった障害福祉担当部局及び生活保護担当部局は、当該適用除外者の入所先が住所地特例対象施設であれば、当該市町村の介護担当部局に連絡すること。
- 複数の特定適用除外施設に継続して入所していた者については、住所地特例対象施設に入所する直前の特定適用除外施設への入所に係る支給決定や措置を行った市町村を保険者としてすることとする。
- 適用除外施設の中でも上記以外の施設（ハンセン病療養所等）は、今般の見直しの対象外となっていることに留意すること。

(参考) 平成 11 年 9 月 17 日「全国介護保険担当課長会議」資料

64 歳の者（特定疾病に該当しない者）の要介護認定申請を受理し、65 歳到達後に認定（決定）することは可能か。同様に、39 歳の者（特定疾病に該当者）の要介護認定申請を受理し、40 歳到達後に認定（決定）することは可能か。また、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能か。

いずれも運用上の対応として可能と考える。なお、申請を受け付ける期間としては、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65 歳到達日（誕生日の前日）、40 歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65 歳到達日等」という。）の 3 か月前以内とすることが適当と考える。この場合であっても、保険給付は、65 歳到達日等からうけることができることとなる。また、申請より 30 日以内に認定を行うという場合の申請のあった日については、65 歳到達日等となるものと解する。
(後略)

1 障害者虐待の現状(「平成 28 年度における県内の障がい者虐待の状況について」より)

・通報等の件数:371 件(うち、虐待の事実が認められた事例は 142 件(160 名)【38.2%】)

障害福祉施設従事者等による虐待の通報件数は 3 年連続で減少。

但し、認定件数は増加。(H28 年:26 件 H27 年:16 件)

・障害福祉施設従事者等による虐待における被虐待者の障害種別

①知的障害:36 名 ②身体障害:8 名 ③精神障害:3 名

・障害福祉施設従事者等による虐待における虐待類型別の内訳

①身体的虐待:14 件 ②心理的虐待:10 件 ③性的虐待:5 件 ④経済的虐待:2 件

④放棄・放置:2 件

※『平成 28 年度における県内の障がい者虐待の状況について』

(平成 29 年 12 月 27 日 記者発表資料)

<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1202700.html>

2 障害者虐待対応事例集について

平成 28 年度の県障害者自立支援協議会権利擁護部会において障害者虐待対応事例集を作成し、平成 29 年 3 月末からホームページで公開しています。

養護者による障害者虐待 6 事例、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 8 事例、使用者による障害者虐待 4 事例の計 18 事例を収録しています。

県内の障害者虐待の傾向をまとめた資料(厚生労働省が全国の都道府県・市町村を対象に実施した「平成 27 年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況調査」の調査結果を基に作成)も掲載しています。

【掲載場所】

○県障害福祉課ホームページ内 「障害者虐待防止のために」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420445/>

○障害福祉情報サービスかながわ 「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「8 障害者虐待防止・権利擁護に関するお知らせ」

<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

2 障害者虐待防止・権利擁護研修について

今年度も秋頃実施する予定です。「障害福祉サービスかながわ」及びメール配信等にて、募集案内等をお知らせします。

(昨年度同様、施設系コースの修了者は自所属で伝達研修を実施)

3 問い合わせ先

① 神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ
田島 (TEL045-210-4720)

② 神奈川県障害者権利擁護センター (TEL046-265-0604)

平成30年度 神奈川県相談支援従事者研修 実施予定

1 相談支援従事者初任者研修 ※開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	200 (+37)	6日間	8月～10月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	120 (+20)	7日間	9月～11月	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	200	7日間	7月～12月	神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4721）

2 相談支援従事者現任者研修 ※開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	180	3日間	11月～1月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	120 (+60)	3日間	11月～12月	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	180 (+60)	4日間	6月～1月	神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4721）

3 【新】相談支援従事者プレ研修

相談支援従事者初任者研修希望者等に対し、基本的な相談支援に関する知識や技法、相談支援に必要となる職業倫理や価値などについて学ぶ。

- ・対象者：相談支援従事者初任者研修受講希望者等（初任研前に受講することが望ましい研修の位置づけ）
- ・定員：100名程度／回
- ・実施回数：県域、横浜市、川崎市 各2回（開催時期：初任者研修開催前を予定）
- ・内容：9時間程度（講義・演習）

4 【新】相談支援従事者潜在研修

相談支援専門員として従事要件は満たしているが、相談支援に従事していない者等に対し、最新の法制度や知識等を学ぶ機会を提供することにより、質の高い相談支援の提供や就業を促進する。

- ・対象者：相談支援専門員として従事要件は満たすが、相談支援に従事していない者等
- ・定員：30名程度／回
- ・実施回数：県域 2回（開催時期：未定）
- ・内容：12時間程度（講義・演習）

《備考》

- (1) 募集案内については、ウェブサイト「[障害福祉情報サービスかながわ](#)」において、ご案内いたします。実施要領等をご確認の上、お申し込みください。
- (2) 相談支援専門員の資格は、実務経験を満たし、相談支援従事者初任者研修（以下、初任者研修）を修了することが資格要件となっています。初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度毎に1回以上相談支援従事者現任研修（以下、現任研修）を修了する必要があります。（5年度毎に更新）
- (3) 平成25年度初任者研修修了者で現任研修を未修了の方は、今年度中に現任研修を修了する必要があります。資格を失効した場合、救済措置はありません。初任者研修（全日程）を修了する必要がありますのでご注意ください。

相談支援事業所運営支援事業費補助金について

1 創設の目的等

「ともに生きるかながわ憲章」の理念の真の実現に向け、常勤かつ専従の相談支援専門員を複数配置する相談支援事業所を増やし地域社会づくりの担い手である相談支援専門員の職場環境の改善等を図るため、平成30年4月に制度を創設した。

2 補助対象者

- (1) 県内に相談支援事業所を設ける相談支援事業者
- (2) 相談支援事業所に常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置していること。
- (3) 当該相談支援事業所において、市町村より受託した障害者相談支援事業、基幹相談支援センターの事業を実施していないこと。
※ 一の相談支援事業者が2以上の相談支援事業所において補助の対象事業を行う場合は、それぞれの事業所を補助の対象とする。ただし、所在地が同じ場合は一の相談支援事業所とみなす。

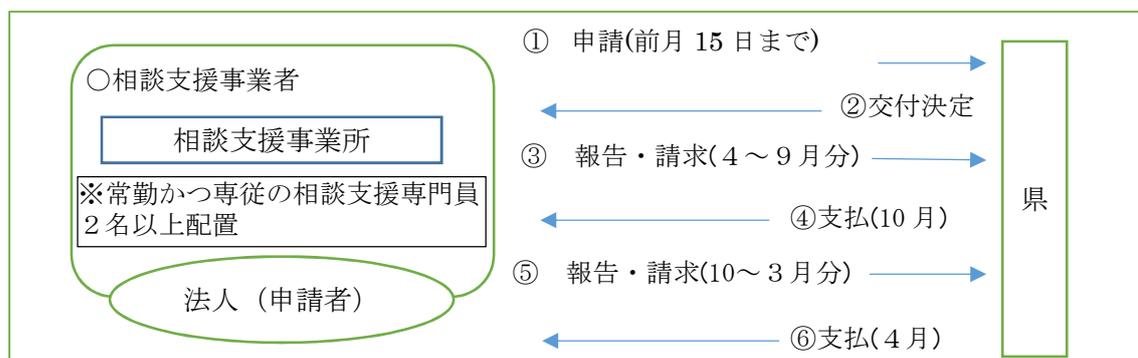
3 補助対象経費

常勤かつ専従の相談支援専門員の配置に要する人件費

4 補助金額

- (1) 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名配置の相談支援事業所につき月額15,000円
- (2) 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置の相談支援事業所それぞれにつき月額30,000円
※ 暦月に満たない雇用期間は補助対象としない。

5 補助スキームと申請の流れ



※ 年度ごとの申請が必要です。

6 申請方法・問合せ先

- (1) 申請方法
交付要綱に規定する交付申請書に関係書類を添えて提出してください。
(ホームページ 障害福祉情報サービスかながわ - 書式ライブラリ - 1. 神奈川県からのお知らせ - 1 神奈川県からのお知らせ - 登録日付(2018/03/30)「相談支援事業所運営支援事業費補助金交付要綱の制定について」をご参照ください)
- (2) 問合せ先
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
地域生活支援グループ 矢藤 (電話 045-210-4713)

意思決定支援出前講座について

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識する中で、平成29年3月、厚生労働省より「障害サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が発出され、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の標準的な枠組みが示されました。

「意思決定支援」は、事業者のみならず、ご本人やご家族、成年後見人、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村など、障害者に関わる多くの人々の参加・理解が不可欠です。

そのため、平成30年度より、県所管域の障害者支援施設の職員や利用者のご家族を対象に意思決定支援ガイドラインの理念である本人中心の考え方をご説明する「意思決定支援出前講座」を実施することといたしました。

詳細が決まり次第、申し込み方法など改めてご案内しますので、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

1 出前講座の概要

(1) 対象

県所管域の全ての障害者支援施設（政令市・中核市域にある県立施設（指定管理含む）を含む。）

※施設職員や家族会の研修などへの活用を想定

(2) 開催時期

6月頃～（予定） ※平成30～31年度（2年間）

(3) 開催方法等

「意思決定支援」に精通した講師を各施設へ派遣し、出前講座を実施（概ね1時間～1.5時間程度を想定）

(4) 講義内容

「障害サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容（特に「本人」中心の考え方）を、分かりやすく解説します。

2 申し込み等

申し込み方法等の詳細につきましては、『障害サービス情報かながわ』

[\(https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/\)](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)

及びメール配信にてお知らせします。（5月頃）

施設の希望日（複数候補日）をうかがった上で日程調整します。

3 問合せ先

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

地域生活支援グループ 田島

TEL 045-210-4720

補装具費支給制度（借受け）について

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）による障害者総合支援法の改正に伴い、補装具の購入及び修理に加え、借受けについても同法第 76 条第一項に規定する補装具費の支給対象となりました。（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

2 「借受け」となる場合について

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則です。このため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法及び障害者総合支援法施行規則において、「借受けによることが適当である場合」として、次の場合に限るとされています。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

3 「借受け」の対象となる種目、基準額等について

（借受けの対象となる種目）

- ①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ②重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③歩行器
- ④座位保持椅子

（基準額例）

	借受け基準（価格）	購入基準（価格）
重度障害者用意思伝達装置 （高度な環境制御機能が付加されたもの）	11,250 円／月	450,000 円
歩行器（四輪型）	990 円／月	39,600 円
座位保持椅子	1,010 円／月	24,300 円

※注意 特例補装具は借受けの対象とはなりません。

【参考】厚生労働省告示及び通知の掲載場所「障害福祉情報サービスかながわ」

(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「11 県所管域市町村へのお知らせ」

3 問い合わせ先

- ①[制度全般]神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課
地域生活支援グループ 山谷・三澤 (Tel045-210-4720)
- ②[補装具の適否等]神奈川県立 総合療育相談センター 福祉課【更生相談所】
(Tel0466-84-5700)
- ③[補装具費申請窓口]各市町村障害福祉担当部署

医療的ケア児等コーディネーター等研修事業費

1 目的

医療技術の進歩等を背景として、新生児が出産直後に死亡するケースが減り、NICU等に入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加していますが、医療的ケア児を受入れ体制は様々であり、地域によっては医療的ケア児に精通した職員が少ないこと、関係機関が別々に支援を行っており連携が不足していることなどが課題となっています。

そのため、県では医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や支援を総合的に調整する人材を養成することを目的として以下の2つの研修を実施します。

※「医療的ケア児等」とは

本事業において、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障害児等をいいます。

2 研修内容

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

【受講対象】

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある方

【定員】 10名程度

【日数・実施時期】(予定)

4日間 (10～12月頃)

【カリキュラム概要】

①総論、②医療、③本人・家族の思いの理解、④福祉、⑤ライフステージにおける支援、⑥支援体制整備、⑦計画作成のポイント、⑧演習(計画作成)、⑨演習(事例検討)
(計28時間以上)

(2) 医療的ケア児等支援者養成研修

【受講対象】

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している方及び今後支援を予定する方
(障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等)

【定員】 120名程度(60名程度×2回)

【日数・実施時期】(予定)

2日間(1回目:8～9月頃 2回目:12～1月頃)

【カリキュラム概要】

①総論、②医療、③福祉、④連携、⑤ライフステージにおける支援 (計12時間以上)

※ 研修受託事業者について現在調整中です。研修会場、申し込み方法など、詳細が決まり次第「障害福祉情報サービスかながわ」(<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)及びメール配信にてお知らせします。

3 問合せ先

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ 鍋島
(TEL:045-210-4720)

障害福祉施設等における防犯に係る安全確保の点検及び取組状況の調査結果

障害福祉課施設指導グループ

1 調査概要

県所管域（指定都市・中核市を除く）の障害福祉施設等（事業所を含む）の防犯対策に係る対応状況を把握するため、平成 29 年 11 月 24 日付けで調査を依頼し、12 月 8 日を期日として提出を求めたところ、335 の施設・事業所から有効な回答が寄せられた。

2 回答施設種別の内訳

- ・ 障害者支援施設 32
 - ・ 障害児入所施設 4
 - ・ 共同生活援助 63 → グループホーム
 - ・ 短期入所(単独) 5
 - ・ その他通所系 231
- } 入所施設
- } 通所系

3 調査結果と前回比較（抜粋）

設問	H28. 11 入所	H29. 12 入所	H29. 12 GH	H29. 12 通所
来訪者への声掛け	85%	83%	76%	79%
防犯訓練等の実施	58%	86%	44%	46%
防犯等マニュアル (職員の役割分担)	56%	64%	51%	59%
警察等との連携	50%	67%	29%	29%
地域との交流	87%	92%	70%	62%
防犯設備対策	52%	92%	54%	49%
物理的強化	29%	64%	44%	58%
接近の制御	60%	81%	51%	61%
監視性の確保	62%	97%	62%	69%

※ 入所系施設は障害者支援施設及び障害児入所施設で、県所管域及び県立施設のみ。

※ GH、通所系施設には指定都市内等の事業所が任意回答したものが一部含まれる。

4 防犯に係る各種取組の効果（入所施設のみ）

平成 28 年度に実施した調査では入所施設のみを対象とした全数調査であったため、入所施設の回答に限って年度間の状況を比較する。

防犯に係る設備整備等について、設備面に係る設問（項目着色箇所）は全て 20%以上の増加となっており、大幅に伸びている。特に防犯カメラ等に関する「監視性の確保」については 97%に達した。

防犯訓練等の実施については、86%が実施しており、地域によっては警察署からも多くの協力を得て実施されているようである。通知により周知した警察等との連携についても、まだ 67%ではあるものの、前回調査より増加した。

防犯対策により懸念の声が上がっていた地域との交流については、こちらも 87%から 92%に増加していることから、防犯対策により閉じこもることなく、地域との交流を両立させていることが明らかとなった。

社会福祉施設等における点検項目
(県所管域 取りまとめ結果)

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解		H28.11月調査		H29.12月調査	
		入所施設	入所施設	GH	通所系
ア	不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由で体力のない人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員(嘱託の警備員等を含む。)の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。	79%	89%	75%	80%
イ	防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。	56%	83%	67%	70%
ウ	来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	65%	72%	49%	63%
エ	職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。	62%	72%	38%	61%
オ	来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。	85%	83%	76%	79%
カ	夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	71%	83%	48%	55%
キ	来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	88%	100%	87%	97%
ク	職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	58%	86%	44%	46%
ケ	通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	71%	89%	63%	72%
コ	万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法(緊急連絡網)をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。	73%	78%	84%	90%
サ	緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。	25%	53%	17%	26%
シ	日常時を含めた防犯・危機管理に係るマニュアルや手順書を整備し、職員に周知しているか。	—	64%	51%	59%

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携		入所施設	入所施設	GH	通所系
ア	市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	44%	56%	52%	56%
イ	関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。	88%	94%	78%	82%
ウ	近隣の警察署等に施設の図面を提供して、防犯に係るアドバイスをもらうなど、連携が図れているか。	50%	67%	29%	29%

(3) 施設等と利用者の家族の取組み		入所施設	入所施設	GH	通所系
ア	利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。	46%	67%	68%	64%

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成		入所施設	入所施設	GH	通所系
ア	自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を確し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。	37%	69%	46%	42%
イ	地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。	87%	92%	70%	62%

(5) 施設整備面における防犯に係る安全確保		入所施設	入所施設	GH	通所系
	利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。				
①	警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)	52%	92%	54%	49%
②	対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ) 例:玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。	29%	64%	44%	58%
③	接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ) 例:道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。敷地や建物への出入口を限定する。	60%	81%	51%	61%
④	監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ) 例:夜間等、人の出入りを感じするセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。防犯カメラを設置する。	62%	97%	62%	69%
イ	門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。	79%	86%	81%	86%
ウ	施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施設その他の厳重な管理と、その施設等の管理の状況を毎日点検しているか。	73%	72%	65%	69%
エ	警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。	27%	81%	37%	45%

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保		入所施設	入所施設	GH	通所系
ア	施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。	67%	78%	70%	64%
イ	来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。	42%	50%	46%	44%
ウ	利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。	94%	100%	95%	100%
エ	施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。	88%	92%	86%	91%
オ	施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。	92%	97%	90%	90%
カ	施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。	54%	53%	27%	40%
キ	施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。	8%	14%	14%	19%

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制	入所施設	入所施設	GH	通所系
ア 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。				
① 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。	65%	86%	71%	82%
② 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。	71%	92%	78%	82%
③ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。	79%	89%	81%	83%
④ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。	35%	69%	52%	54%
⑤ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。	44%	75%	51%	56%

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等	入所施設	入所施設	GH	通所系
ア 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。				
① 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。	83%	97%	89%	94%
② 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。	56%	83%	63%	67%
③ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。	63%	92%	75%	86%
④ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。	62%	89%	78%	88%
⑤ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。	65%	83%	78%	84%

平成30年度 神奈川県強度行動障害支援者養成研修 実施予定

1 研修実施方法

平成27年度報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修の修了者は、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件となっています。これらの加算によっては、算定要件に平成30年3月31日までの経過措置が設けられていましたが、当該研修の受講状況等を踏まえ、平成30年度報酬改定において、経過措置の期間が平成31年3月31日まで延長となりました。

本県においては、平成27年度から委託研修として実施し、平成28年度より県直営研修の実施及び指定研修を導入しております。

指定研修を実施しようとする事業者は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課施設指導グループにお問合せください。

○ 神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 施設指導グループ
電話：045-210-1111（内4725）

2 研修対象者・実施予定

(1) 基礎研修

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期等
直営	1回	100名	2日間（予定）	・ 6月7日～8日（※現在募集中）
委託	2回	100名/回	2日間(予定)/回	・ 7月25日～26日 ・ 11月13日～11月14日

(2) 実践研修

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
委託	2回	100名/回	2日間(予定)/回	・ 9月13日～14日 ・ 1月下旬頃

《備考》

(1) 募集案内については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、ご案内いたします。

(2) 実践研修の対象者は、基礎研修修了者となります。

障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金について

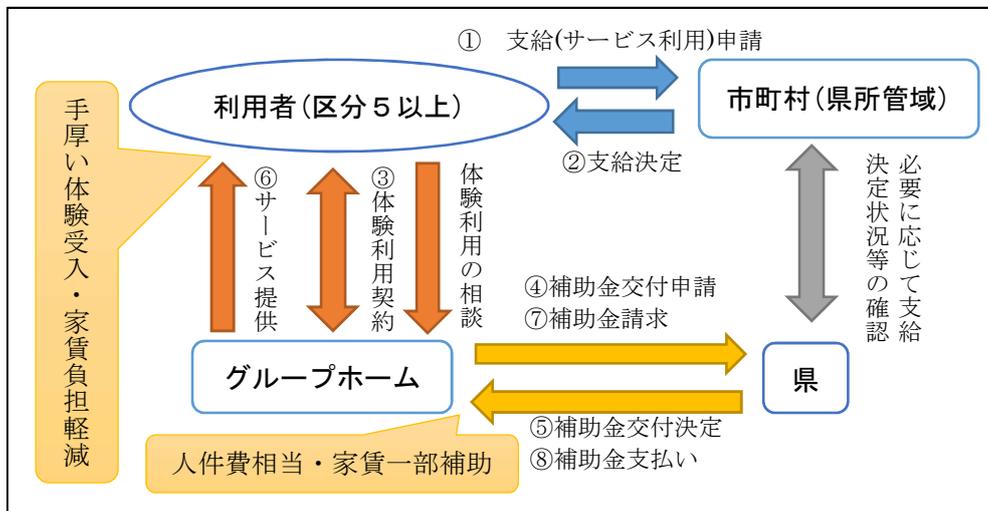
1 補助対象

障害支援区分が5以上の方で、現在施設等に入所等（長期入院中の方を含む）している方がグループホームの体験利用を行う場合に補助する。

2 補助対象経費と基準額

- (1) 体験利用の支援を提供するための人件費上乗せ相当額として、5,000円/日を上限として補助する。（補助率10/10）
- (2) 家賃の一部相当額として、利用者に請求される家賃の1/2相当額又は30,000円/月のいずれか低い額を補助する。

3 補助スキームと申請の流れ



利用者は、市町村の支給決定に基づきグループホーム（共同生活援助）事業者と契約し、利用する。

ここで、体験利用に係る補助を受ける場合には、次のことが分かる利用者の支給決定状況及び契約内容が分かる資料を添付し、県（障害福祉課）に申請する。

- ・利用者の障害支援区分が5以上（5又は6）であること
- ・現に施設等に入所又は入院していること
- ・共同生活援助が支給決定されていること及びその期間
- ・体験利用に係る契約を締結している期間、居室及び家賃の額

4 施行日

平成30年4月1日

補助金等に係る財産処分等について

県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産、機械及び器具等）について、処分の制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するという処分（以下「財産処分」という。）を行おうとする場合には「補助金の交付等に関する規則」第17条に基づき、事前に、知事の承認を受ける必要があります。

また、国庫補助金等とあわせて県補助金等が交付されている場合、県は、国の承認等を確認後、承認等を行うこととなりますが、国への申請後、承認を得るまでに、6か月以上かかった事例がありました。

【参考：厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の承認基準（概要）】

＜九州厚生局HP掲載資料＞

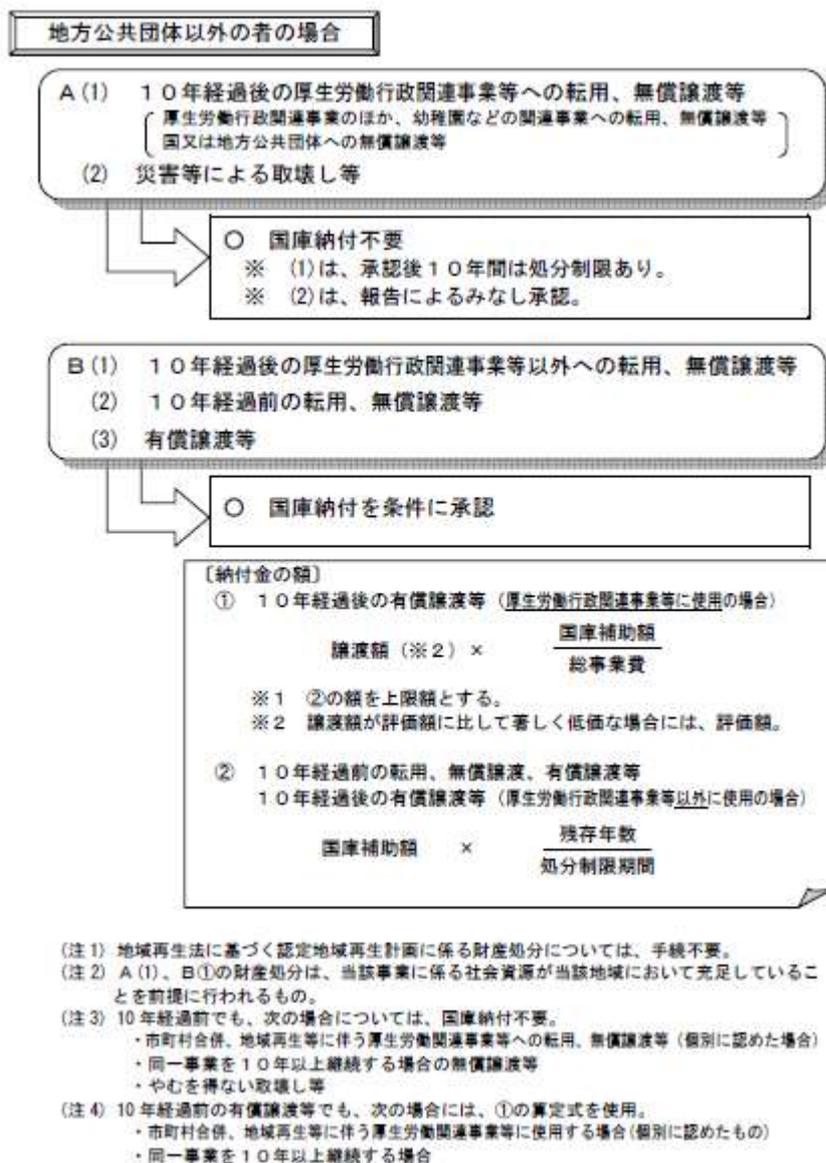
※詳細は、九州厚生局HP参照

ホーム > 業務内容

> 健康福祉課

> 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

> 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準



【注意】

(独) 福祉医療機構等に対する担保提供について

社会福祉法人定款例では、(独) 福祉医療機構等に対して基本財産を担保に供する場合、所轄庁の承認は必要としないされていますが、これは、社会福祉法等に基づくものであり、補助金適正化法に基づく財産処分の手続きは、別途必要となりますので、御注意くだ

財産処分を行おうとする場合には、施設等の利用者等への配慮を十分行い、対象の財産に補助等を行った地元市町村等に相談した上で、できる限り早期に、必ず交付決定通知又は裏面に記載の問い合わせ先に事前相談を行ってください。

また、補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となる場合がありますので、同様に、できる限り早期に必ず事前相談を行ってください。

なお、県障害福祉課が所管する障害福祉施設等の整備に係る補助金等以外の補助金等に係る財産処分等については、各補助金等交付元にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援基盤整備事業費）

概要	交付元	電話番号
障害者地域作業所が新体系サービスに移行した際の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709
相談支援事業所等の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713
上記以外の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 施設指導グループ	045(210)4724

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（移行定着支援事業）

概要	交付元	電話番号
小規模作業所等が新体系サービスに移行した際に、新たな事務処理等を定着させるために要した経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

3 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（相談支援体制整備特別支援事業）

概要	交付元	電話番号
相談支援事業、ピアサポートに関する事業の実施や居住サポート事業の立ち上げに要した経費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713

4 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援法施行特別対策事業費）

概要	交付元	電話番号
既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備に要した経費に対する補助	障害福祉課 事業支援グループ	045(210)4717

5 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

概要	交付元	電話番号
施設及び小規模作業所が、新体系サービスに移行した際に、就労訓練設備等の整備に必要とした経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

※ 上記1～5以外の施設の整備、耐震化、スプリンクラー整備等に対する補助金については、障害福祉課施設指導グループ（045-210-4724）にお問い合わせください。

手話講習会を 開催してみませんか？



事業者の皆様が従業員を対象に開催する手話講習会について、講師の派遣に係る費用を負担しています。ぜひ積極的にご活用ください！

ポイント① 県が講師を派遣！

神奈川県が委託している神奈川県聴覚障害者連盟から講師を派遣します。

ポイント② 県が講師費用を負担！

手話講習会の開催に要する講師謝金は神奈川県が負担します。

ポイント③ ホームページで企業名をPR！

希望により、手話講習会を開催した事業者（企業）名を県のホームページでPRします。

手話講習会を開催する事業者へのお願い

- ・会場の確保
- ・従業員など参加対象者への周知、参加促進
（従業員以外の方も参加可能です）
- ・参加者のとりまとめ

<参加者の声>

ろう者の方との
コミュニケーション
の方法を学ぶことが
できました！
(コンビニ・マネージャー)

【問合せ先】

まずはお気軽にご相談、お問い合わせください！

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

電話：045-210-4804

FAX：045-210-8859

電子メール：shuwa@pref.kanagawa.jp



神奈川県手話言語の普及推進のホームページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/index.html>

上記ホームページより手話講習会のページ内に申し込み様式等を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

「神奈川県手話推進計画」について

平成27年4月1日、「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現」を目指し、神奈川県手話言語条例が施行されました。

この条例の規定により、県は平成28年3月に、「神奈川県手話推進計画」を策定し、民間事業者等に手話講習会の実施を働きかけることとしています。

平成30年度手話講習会への講師派遣依頼票

(FAX送付先:0466-26-5454)

事業者（企業）名	
所在地	
担当者氏名	
担当者電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会場	
受講者人数	
公表の希望	県ホームページ等で企業名等の公表を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
公表の内容	公表を希望する場合、公表可能な情報をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 事業者（企業）名 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 自社のウェブサイトのURL（県ホームページにリンクを設定しますので、URLをご記入ください） ()
県の手話講習会の取組みを知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 県からの案内 <input type="checkbox"/> 県のホームページ <input type="checkbox"/> 介護情報サービスかながわ <input type="checkbox"/> 障害福祉情報サービスかながわ <input type="checkbox"/> 他機関の広報誌やメルマガ、メール配信等 <input type="checkbox"/> その他 ()

神奈川県介護賞

神奈川県社会福祉関係者等表彰

介護賞・社会福祉関係者等表彰は、県内において多年にわたり介護等の社会福祉事業に携わり、献身的に働いている方々の業績をたたえ、ご本人を表彰するとともに、広く介護に従事する方々の励みとしていただくため、創設した表彰です。

神奈川県介護賞

【表彰要件】

社会福祉法第2条に定める事業を行う社会福祉施設等で、介護職員、生活支援員、児童指導員等として介護業務に現に従事している者

- (1) 業務従事期間 20 年以上かつ、県内従事期間 10 年以上
- (2) 年齢 40 歳以上
- (3) 次のいずれかの表彰を受賞している者

- ・ 神奈川県社会福祉関係者等表彰
- ・ 神奈川県ホームヘルパー表彰
- ・ 指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰

社会福祉関係者等表彰

【表彰要件】

- (1) 社会福祉施設等の長及び社会福祉法人役員 15 年以上
- (2) 社会福祉団体等役員 15 年以上
- (3) 社会福祉施設等従事者 15・20 年以上
- (4) ボランティア活動 10 年以上

※ (1) ~ (3) については、神奈川県社会福祉協議会会長表彰又は社会福祉の功労による市町村長表彰の受賞者かつ、年齢 40 歳以上の者

推薦について

平成 30 年 6 月頃に推薦募集を開始しますので、県ホームページ、障害福祉情報サービスかながわ等により別途お知らせします。

■ 問合せ先 ■

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ
電話 (045) 210-4768 FAX (045) 210-8859

かながわ福祉みらい賞

～若手職員・若手チームの取組みを表彰します！～

かながわ福祉みらい賞は、県内の社会福祉施設等において、利用者の直接支援業務に携わる若い福祉従事者で、業務上有益な創意工夫や改善、支援方法の優れた取組み等により、他の社会福祉施設の目標や模範となるような功績があった方を表彰します。



対象

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する社会福祉施設等において、利用者の直接支援業務に従事している者又はチーム等の団体

個人表彰要件

- (1) 介護職員、生活支援員、児童指導員等の者
- (2) 年齢 40 歳未満
- (3) 在職期間が常勤職員として通算 7 年以上
- (4) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

団体表彰要件

- (1) 介護職員、生活支援員、児童指導員等を過半数とする団体
- (2) 代表者を含む過半数が 40 歳未満
- (3) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

推薦について

平成 30 年 6 月頃に推薦募集を開始しますので、県ホームページ、障害福祉情報サービスかながわ等により別途お知らせします。

■ 問合せ先 ■

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ
電話 (045) 210-4768 FAX (045) 210-8859

福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス事業者が、利用者によりよいサービスを提供するために、自ら進んで第三者である評価機関による評価を受けて問題点等を把握し、サービスの改善に取り組むとともに、その評価結果情報を社会に公表する仕組みです。

事業者でも利用者でもない公正・中立な評価機関が、客観的・専門的な立場から総合的に評価します。

評価受審により、事業者のサービスの質の向上への取組促進、利用者のサービス選択を支援するための情報提供を目的としています。

●神奈川県では、

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」（以下「推進機構」という。）を社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会内に設置し、普及啓発事業、評価調査者養成研修・登録事業、評価機関認証事業、評価結果公表事業等を行っています。

＜社会福祉法＞（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の向上の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

評価を受けるメリット

- ・ サービスの質の向上への気づきが得られます。
- ・ 利用者・地域との信頼関係の構築に役立ちます。
- ・ 職員の教育・研修の一つとして評価結果を活用できます。
- ・ 福祉サービスをこれから利用しようとしている方や就職先として施設を探している方にアピールできます。

評価結果の公表

推進機構のホームページやWAMネット、横浜市ホームページ、川崎市ホームページを通じて公表しています。また、「かながわ福祉人材センター」において評価結果を閲覧することができます。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>

福祉サービス第三者評価を受審するには

第三者評価を行っている評価機関にお問い合わせください。推進機構のホームページには、評価機関の情報や各評価機関が行った評価結果も掲載していますので、評価機関選定の参考にしてください。

また、事業者説明会を毎年2回実施しています。平成30年度は、6月及び11月に予定しています。第三者評価を実際に受審した事業所からの受審報告や評価機関の紹介も行っておりますので、ぜひ御参加ください。

なお、詳細は決まり次第、推進機構のホームページのほか、「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載します。

(参考 福祉サービス評価の種類)

自己評価	利用者評価	第三者評価
<p>サービス事業者自らが、自らが提供するサービスの質を評価すること。</p>	<p>利用者(場合により家族も含む)自身が、利用しているサービスについて評価を行うこと。</p>	<p>中立・公正な第三者評価機関が、事業者との契約に基づき、当該事業者のサービスの質を評価すること。</p>
<p>「自己評価」には、 ①事業者が自らの自由裁量で主体的に取り組む「自己評価」 ②第三者評価の過程で行われる「自己評価」 の2つがあります。</p> <p>①の自己評価では、評価項目・基準は事業者が任意で自由に設定することができ、自己評価結果の扱い方も事業者の判断に委ねられます。</p> <p>②の自己評価では、第三者評価項目に基づいて自己評価を行い、自己評価結果は第三者評価機関に提出することになります。</p>	<p>福祉サービス利用者や利用者家族が、自ら利用しているサービスの評価を行うことは困難な面もあるため、実際には事業者や第三者機関などが利用者や利用者家族に対し意向調査を行うことで利用者からの評価を受ける形式が主に採用されています。</p> <p>この場合も、 ①事業者が自ら利用者への調査を行う ②事業者が外部機関・団体に委託して調査を行う(第三者評価の過程で行われる利用者調査も含む) の2つがあります。</p>	<p>本県での第三者評価は、<u>かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた「第三者評価機関」</u>が、<u>推進機構が規定する「評価条件(評価手法や評価調査者等)」</u>を満たして実施した「評価」に限定されます。</p> <p>第三者評価は事業者と評価機関との契約に基づいて実施されます。</p> <p>第三者評価として認められた評価結果は、推進機構のホームページで公表されます(公表期間は3年間)。</p> <p>(他に国の通知により指定地域密着型サービス外部評価が第三者評価とみなされています)。</p>

刑務所出所者の保護の実施責任について

刑務所出所者の生活保護については、帰住先がある場合は帰住先を管轄する保護の実施機関（自治体）が実施するものと定められています。

地域定着支援センターの調整により帰住先を定めた場合も同様で、相談経過の中で様々な自治体に関わることがありますが、最初に相談のつた自治体等ではなく実際に帰住する先の自治体が保護の実施責任を負うこととなります。

なお、生活保護制度の中ではいわゆる「住所地特例」として「入所前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負う」と定められている施設がありますが、このような施設に入所する場合であっても、地域定着支援センターの調整を受けて入所する場合には、施設所在地の保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなりますので、注意が必要です。

緊急的住居確保・自立支援対策制度(自立準備ホーム)について

頼れる親族等がなく、適当な住居の確保が困難な保護観察対象者及び更生緊急保護対象者について、更生保護施設以外の宿泊場所を供与する法人格を有する事業者（例えば、路上生活者を支援するNPO法人、障害者等のグループホームを運営する社会福祉法人等）に、保護観察所が応急の救護及び指導支援又は更生緊急保護として宿泊場所の供与等を委託するものであり、平成23年度4月1日から施行されています。

主な委託の内容は、①宿泊場所の供与（一定の広さを有し、寝具及び日常生活上不可欠な備品を備え、被保護者の人権に配慮し、かつ安全で保健衛生に適するものであること。）②食事（1日3回味豊かな食事の提供、やむを得ない場合は現金支給可。）③入浴（無償で1週間3回以上。入浴設備のない場合は週3回以上の銭湯入浴分を実費支給。）④自立準備支援（自立準備ホームの職員が必ず毎日訪問するなどして被保護者に生活全般に渡る相談等の支援を実施。）

地域生活移行個別支援特別加算について

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策として、障害者支援施設、宿泊型自立訓練、グループホーム、ケアホーム（以下、「障害者支援施設等」）の、本体報酬の加算として平成21年4月に設定されました。

障害者支援施設等に入所した、医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を障害者支援施設等が行った場合に加算されます。



神奈川県委託事業

神奈川県 地域生活定着 支援センター



【委託運営】

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

〒221-0844 神奈川県横浜市中区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館3階

電話：045-322-6842 FAX：045-548-6841

E-mail kana-teichaku@kacsw.or.jp

【業務時間】月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00

「地域生活定着支援センター」とは

刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として、地域生活定着支援センターが都道府県に1ヶ所ずつ設置されています。神奈川県においては平成22年12月1日より開設され、(公社)神奈川県社会福祉士会が委託運営を行っています。

地域生活定着支援センターの「支援対象者」とは

保護観察所で「特別調整」の必要があると認められた矯正施設退所予定者が支援対象となります。支援対象者は、退所後に居住する場所の調整や福祉サービス利用手続きなどの支援を受けることができます。「特別調整」の対象者は以下のすべての要件を満たす人です。

- 1 高齢（おおむね65歳以上）又は障害があると認められること
- 2 退所後の住居がないこと
- 3 退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められること
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること
- 5 特別調整の対象となることを希望していること
- 6 特別調整の実施のために必要な範囲内で、公共の保健福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意していること

この他に、保護観察所が行う「生活環境調整」のうち、特別調整以外のものである「一般調整」（退所後の帰住予定地はあるが、高齢又は障害があるために福祉支援を必要とする人を対象に行う調整）についても地域生活定着支援センターが調整業務を行うことがあります。

地域生活定着支援センターの「業務内容」

1. コーディネート業務
保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のセンターや福祉サービス等に係る申請支援を行います。
2. フォロワーアップ業務
コーディネーター業務のあつせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。
3. 相談支援業務
矯正施設から退所した人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。
4. その他の業務
上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及びび個々の利用者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は具が主催する会議へ参加をします。
5. 啓発活動
支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など必要な業務を行います。

矯正施設を退所した人が地域に帰るまでの流れは次の通りです。

神奈川県内の矯正施設退所者が神奈川県内に帰る場合

横浜保護観察所から特別調整の依頼を受け、神奈川県地域生活定着支援センターが対象者との面接を行い、その結果、対象者が県内への帰住を希望した場合は、神奈川県地域生活定着支援センターが県内の市町村、施設等と協議しながら、適切な居住場所の調整や福祉サービスの利用につなげます。

神奈川県内の矯正施設退所者が他の都道府県に帰る場合

横浜保護観察所より特別調整の依頼を受けた対象者が、神奈川県地域生活定着支援センターが行う対象者との面接の結果、他都道府県へ帰住を希望した場合は、帰住を希望する都道府県の地域生活定着支援センターに調整の依頼を行います。実際の調整業務は帰住希望先の地域生活定着支援センターが行います。

他の都道府県の矯正施設退所者が神奈川県に帰る場合

他の都道府県の地域生活定着支援センターが、当該都道府県の保護観察所から特別調整の依頼を受けて調整を行っている対象者が、神奈川県への帰住を希望した場合は、その都道府県の地域生活定着支援センターから神奈川県地域生活定着支援センターに調整の依頼があります。実際の調整業務は神奈川県地域生活定着支援センターが行います。

帰住後の対象者支援で大切なこと

Aさん 更生施設を経て アパートで単身生活

40代。IQ相当値50。中学校卒業後、工具、運転手などとして働いていたが、仕事での交通事故が原因で無職となる。統合失調症を発症し、経済的に困窮し、窃盗、詐欺などにより10回以上刑務所への出入りを繰り返してきた。障害者手帳の取得はなく、年金の受給資格もない。住民票は職権消滅されていた。
帰住希望地を確認、退所予定日の2か月前に希望地の役所に生活保護の受給について協力を依頼した。また、地域の医療機関の情報を収集し、退所後の通院の体制を整えた。退所後、障害者手帳を入手、更生施設を経て、障害者向けアパートに転居し、日中は更生施設のリハビリに通っている。

Cさん ケアホームで 成年後見制度を利用しながら生活

30代。IQ相当値60。10代より非行を繰り返して、児童施設で過ごす。20代より、恐喝、無免許運転等により矯正施設に数回入所。障害者手帳を取得したとはばない。退所後、更生保護施設に入所し、その間に療育手帳を取得、障害程度区分認定のち、ケアホームに入所。就労が難しいことから生活保護を受給している。本人の希望もあり、成年後見制度を利用することになり、市町村長申立てにより、成年後見人が決定した。成年後見人と協力しながらフォローアップを行っている。

Bさん 介護保険施設を 利用しながら生活

70代。IQ相当値35。建設業に従事していたが、60代より仕事がなく、窃盗、傷害などで矯正施設に数回入所。身体障害者手帳所持。矯正施設在所中に認知症が疑われたため、帰住希望地の役所に相談、入所中に介護保険認定調査を行い、要介護2であることが判明した。退所後、救護施設を経て、8か月後、高齢者施設に入所した。生活保護を受給しながらの生活である。

地域生活定着支援センターは、対象者が地域に帰住したのち「フォローアップ業務」として、本人、地域の支援を継続します。二度と矯正施設に長らなないためには、地域ネットワークによる適切な支援が欠かせません。経済的安定だけでなく、地域に溶け込み生活が楽しめるようになるための支援を、地域の方とともに進めていきます。



津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助金交付要綱の概要について

1 事業目的

- 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援により地域生活への移行の意思が確認された場合に、地域生活への移行に向けたきめ細やかで質の高い支援を提供する。

2 補助対象者

- (1) 津久井やまゆり園利用者と契約している指定一般相談支援事業者であること。
 - (2) 常勤かつ専従の地域移行支援従事者を1名以上配置していること。
 - (3) 津久井やまゆり園利用者に地域移行支援を提供すること。
 - (4) 地域移行支援を活用した事例を知事に提供すること。
 - (5) 地域移行支援の周知及び広報活動を行うこと。
- ※ 一の指定一般相談支援事業者が2以上の指定一般相談支援事業所において補助事業を行う場合は、それぞれを補助の対象とする。

3 補助対象経費

- 常勤かつ専従の地域移行支援従事者の配置等に要する経費の一部

4 補助金額の算出方法等

- 指定一般相談支援事業所それぞれにつき月額276,000円とする。
- ただし、補助の対象とする期間に1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

5 補助対象期間

- 補助の対象とする期間は、指定一般相談支援事業所それぞれにつき、補助事業の着手の日から起算して通算6月を限度とする。

6 施行期日

平成30年4月1日

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
共生社会推進課再生グループ 熊岡
電話 045-210-1111 (内 5034)

津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金交付要綱の概要

1 事業目的

津久井やまゆり園利用者（平成 28 年 7 月 26 日時点で、津久井やまゆり園に入所していた者（以下「津久井やまゆり園利用者」という。））及び県立障害福祉施設利用者が、グループホームへの移行を希望した場合に、受皿となるグループホームの体制等を整備することを目的とする。

2 補助対象事業及び事業所管課

(1) 障害者グループホーム設置促進事業（共生社会推進課）

ア 補助対象者

津久井やまゆり園利用者（法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設に現に入所している者に限る。）との利用契約を予定しているグループホームを運営（開設）する事業者。

イ 事業内容

グループホームを運営（開設）する事業者が、津久井やまゆり園利用者を入居させるために必要な改修工事等に係る経費を補助する事業。

ウ 補助対象経費

事業実施に必要な工事費、設計管理費、備品等

エ 補助基準額及び補助率

1 グループホームあたり上限 5,000 千円/年 補助率：10/10（定額）

オ 補助要件

- 同じ津久井やまゆり園利用者が、同じグループホームに再入所する場合は対象としない。
- 津久井やまゆり園利用者が、死亡等以外の理由で事業完了後 2 年以内に退居した場合は、相応額を返還させる。

(2) 障害者グループホームバックアップ推進事業（共生社会推進課）

ア 補助対象者

津久井やまゆり園利用者が入居しているグループホームをバックアップする事業者。

イ 事業内容

社会福祉法人等が、津久井やまゆり園利用者が入居するグループホームの運営について、バックアップ体制を確保し、世話人等の支援技術の向上を図る等の援助体制を確保し、入居者の生活水準を高めるために、グループホームの運営の安定及び質の向上を図るために必要な経費を補助する事業。

ウ 補助対象経費

事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用

エ 補助基準額及び補助率

- 法人 1 箇所あたり上限 500 千円/年 補助率：10/10（定額）
- 実施期間が 1 年に満たない場合は、月割りとする。

オ 補助要件

- バックアップを行う法人が、グループホームを運営する法人と同一の場合は、補助対象としない。
- 実施期間は、12月以内とする。

(3) 障害者グループホーム生活支援員加配事業（共生社会推進課）

(4) 県立障害福祉施設利用者移行促進事業（障害福祉課）

ア 補助対象者

津久井やまゆり園利用者及び県立障害福祉施設利用者と共同生活援助の利用契約を予定しているグループホーム、又は契約をしているグループホームを運営（開設）する事業者。

イ 事業内容

グループホームを運営する事業者が、津久井やまゆり園利用者及び県立障害福祉施設利用者を支援するために基準を超えて配置した常勤職員の雇用等に必要な経費を補助する事業。

ウ 補助対象経費

事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用

エ 補助基準額及び補助率

- 津久井やまゆり園利用者、県立障害福祉施設利用者
一人当たり上限 1,550 千円／年 補助率：10/10（定額）
- 補助対象期間が1月未満の場合は、日割りとする。

オ 補助要件

障害者グループホーム生活支援員加配事業	県立障害福祉施設利用者移行促進事業
・共同生活援助サービス費（Ⅰ）又は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）若しくは日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）のいずれかを算定していること。	
・個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を含む。	
・常勤職員を 69.5 時間／月以上、配置すること。	
・夜間支援等体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定していること。	・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定していること。

※ 他の補助金で採択された事業は、原則として対象から除く。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
共生社会推進課再生グループ 熊岡
電話 045-210-1111（内 5034）

I 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

II 総論

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしなが、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

Ⅲ 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。

(1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的一かかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。協議会を活用する等、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進める必要がある。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

障害者と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。意思決定支援に関わった関係者等は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

IV 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

○ 意思決定支援の流れ

